伊江村景観計画

平成 29 年 3 月

伊江村

目　次

Ⅰ現況編

1 景観計画の位置付け ---------- 1

2 伊江村の概況 ---------- 2

2.1 位置・面積 ---------- 2

2.2 歴史・文化 ---------- 3

2.3 地形・地質 ---------- 4

2.4 植生・動植物 ---------- 6

2.5 土地利用 ---------- 8

2.6 文化財 ---------- 9

2.7 観光資源等 ---------- 10

3 上位関連計画等の整理 ---------- 11

3.1 上位関連計画による伊江村の景観のあり方 ---------- 11

3.2 規制状況の整理 ---------- 12

3.3 伊江村の景観構造と要素 ---------- 16

4 伊江村の景観特性と課題 ---------- 18

4.1 城山景観 ---------- 18

4.2 農地景観 ---------- 19

4.3 海浜・海洋景観 ---------- 20

4.4 並木・街路樹景観 ---------- 21

4.5 集落景観（住宅・公共施設など） ---------- 22

Ⅱ計画編

5 景観計画区域の設定 ---25

6 景観形成の理念と目標 ---26

6.1 基本的な考え方 ---26

6.2 景観形成に向けた基本理念 ---27

7 景観形成の目標及び良好な景観形成に関する方針 ----------------------------28

7.1 城山景観---28

7.2 農地景観---29

7.3 海浜・海洋景観---30

7.4 並木・街路樹景観---31

7.5 集落景観（住宅・公共施設など） -----------------------------------32

8 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 ----------------------------33

8.1 届出の対象となる行為 ---33

8.2 景観形成基準 ---35

9 その他景観法に基づく主な事項 ---40

9.1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 ---------------------------40

9.2 屋外広告物の行為の制限に関する事項 ----------------------------------41

9.3 景観重要公共施設の占用等の基準-------------------------------------42

9.4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な方針 -----------------43

10 景観むらづくりの推進 ---44

10.1 景観むらづくりの推進に向けての考え方 -------------------------------44

10.2 景観むらづくりの推進に向けた役割分担 -------------------------------45

10.3 景観むらづくりの推進体制 ---46

10.4 景観むらづくりを推進する施策 -------------------------------------47

10.5 景観計画の見直し ---48

Ⅰ　現況編

1 景観計画の位置付け

1) 景観計画策定の背景と目的

平成 15 年 7 月、観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、これまでの政策方針を転換して「美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」ことを宣言しました。また、翌年平成 16 年には、景観に関する総合的な法律として「景観法」を制定しました。

伊江村にとって、島の豊かな農村風景はかけがえのない財産であり、また、海、城山、戦争史跡などの風景も伊江村独自の景観です。

これらの景観は、島の先人たちからずっと受け継がれたものであり、日常的に見ている景観ですが、景観はふとしたことで壊れてしまい、一度壊れた景観はもとに戻すことはできません。

本計画では、伊江村民全員参加による、島の美しい景観の見直し及び村民全員が景観計画を作るプロセスに関わることで、「夕日とロマンのフラワーアイランド伊江島」らしい景観づくりを目指すことを目的として、景観計画を策定します。

2) 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第８条に基づく景観計画として策定します。

本計画は、伊江村の上位計画である「伊江村第４次総合計画」に即するとともに、沖縄県が策定した沖縄県景観形成基本計画「美ら島沖縄風景づくり計画」などの上位関連計画、関連分野の計画や法制度、村のプロジェクト等と整合を図っています。

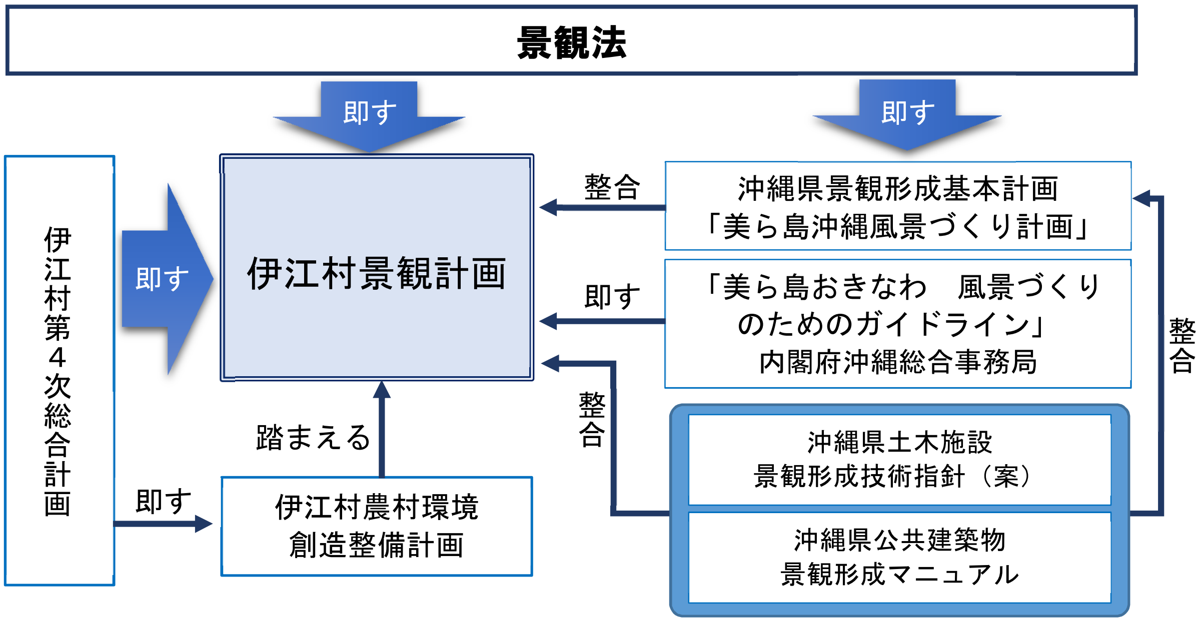

図 1.1　伊江村景観計画と上位関連計画の関係性

2 伊江村の概況

2.1 位置・面積

- 伊江村は本部半島の北西 9 km の東シナ海上に位置しています。
- 面積は、22.78k ㎡、東西 8.4km、南北 3.0km のほぼ楕円形状で、周囲 22.4 ㎞の一島一村の離島です。
- 那覇空港より本部港までバスで 2 時間 20 分、本部港からフェリーで約 30 分の場所に位置しています。

図 2.1　位置図

2.2 歴史・文化

- 伊江村は、明治 41 年（1908 年）沖縄県および島しょ町村制（特別町村制）が施行され、伊江島は伊江村となりました。人口 6,226 人、世帯数 1,270 戸、うち農家 4,744 人、工業人 11 人、商家 33 人、漁家 30 人の第 1 次産業の盛んな村として出発しました。
- 昭和 18 年 4 月には第 50 飛行場大隊（田村大隊 470 人）が満州から移駐し、伊江島飛行場建設が始まりました。
- 米軍の空襲により村の中心地と周辺集落は焦土と化し、昭和 20 年 4 月 16 日には米軍が伊江島に上陸、21 日には全島を占領し戦闘終了を宣言しました。その時の死者は日米両軍 3,000 人、村民 1,500 人と言われています。米軍の占領後、村民は慶良間（渡嘉敷島、慶留間島）へと強制移送させられ、そこで終戦を迎えました。
- 戦後、伊江島は米軍の支配下に置かれ、昭和 23 年（1948 年）8 月 6 日に伊江島の波止場で、米軍の弾薬輸送船（LCT1141）が接岸時に爆発事故を起こしたり、昭和 28 年には米軍爆撃演習場建設のため真謝区の全 78 世帯と西崎区の 74 世帯が立ち退きを命じられたり、昭和 30 年（1955 年）には、東江上キジャカ原に米軍通信基地が設置されたりと一時は島の面積の約半分が米軍基地でしたが、村民による基地返還闘争が継続的に行われ、5 度にわたり部分的な返還がなされ、現在では基地の面積は島全体の約 35%となっています。
- 昭和 47 年（1972 年）5 月に沖縄の祖国復帰の実現により沖縄県が発足し、昭和 48 年（1973 年）3 月にフェリー伊江島が就航、昭和 50 年（1975 年）にはフェリー城山が就航、伊江島空港（1,500m滑走路）が開港したことで、海、空の交通が一段と強化され、伊江村の経済、観光事業の発展が期待されました。
- 昭和 52 年（1977 年）には本部―伊江島間の海底送水工事が完成し、永年の水不足が一気に解消されました。
- 昭和 52 年（1977 年）12 月に「農村総合整備モデル事業」、昭和 54 年（1979 年）にユリ栽培の導入で所得向上をめざす「伊江村農業複合経営対策事業」がスタートし、農業を中心とした村の産業基盤が形成されました。
- 昭和 56 年（1981 年）に伊江村第 1 次総合計画を策定し、平成 3 年に第 2 次総合計画、平成 13 年に第 3 次総合計画を策定し、社会基盤の整備、産業の振興、福祉医療や教育文化の充実を目指し、計画的な村づくりを進めてきました。
- 平成 7 年（1995 年）に「伊江島リリーフィールド公園」が開園、平成 15 年（2003 年）に民泊体験学習事業を開始、同年、港の観光物産施設として「伊江村はにくすに施設」を開設、平成 23 年（2011 年）「伊江島蒸留所」を開所するなど観光産業の振興を推進してきました。また、平成 18 年（2006 年）には伊江村風力発電所が落成し、平成 17 年度から 21 年度にかけて、伊江村、ＪＡおきなわ伊江支店など地域の支援、協力のもと、九州沖縄農業研究センターとアサヒビールが主体となって、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府の４府省連携プロジェクトとしてサトウキビを使ったバイオエタノールの精製実証実験を実施するなど、自然エネルギーの活用にも力を入れています。

2.3 地形・地質

- 島の中央から東側に「イージマタッチュー」と呼ばれる標高 172.2mの古生代チャートの城山があり、伊江島のシンボルとなっています。
- 北海岸は約 60mの断崖絶壁が連なり、南海岸はほとんどが砂浜です。
- ほぼ全島が低平地形で琉球石灰岩上に分布する島尻マージと呼ばれる赤褐～褐色土壌が広がり、畑地に利用されています。
- 伊江層の石灰岩や海岸段丘をつくる琉球石灰岩は炭酸カルシウムを主成分とする透水層であり、炭酸ガスを含む水に溶けやすい性質を持っています。そのため地表に降った雨水が石灰岩を溶かしながら地中に浸透し、洞穴をつくるほか、一部が湧き水となって地表に流れ出るなど、島の独特の地形を形成しています。
- このような水を溜めにくい土壌が葉たばこや島らっきょうなど特色ある農業に適しています。

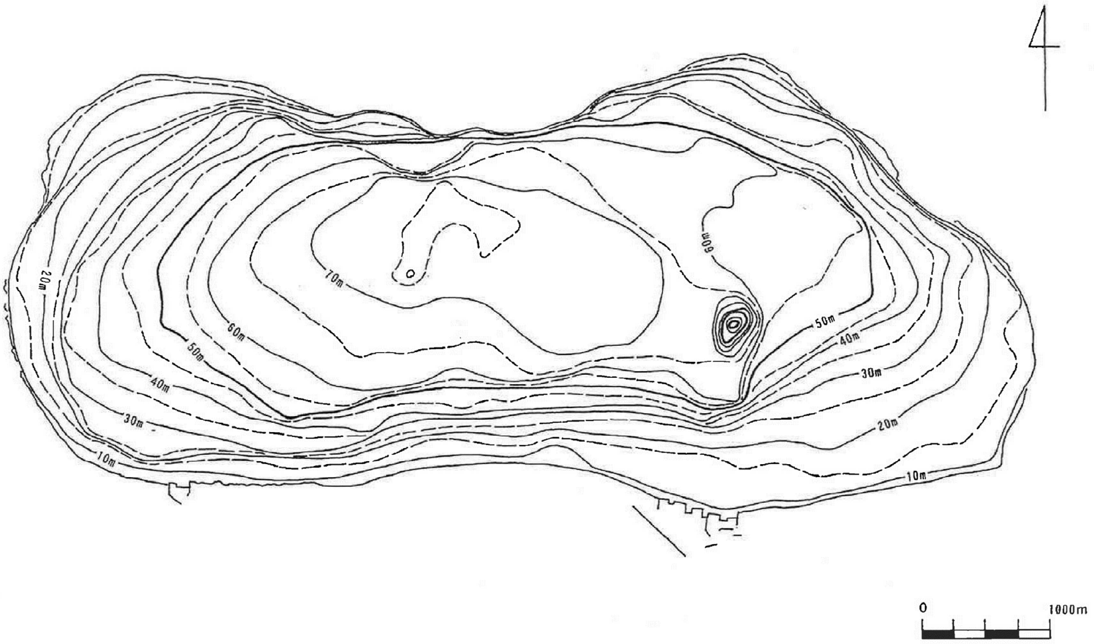

出典：伊江村土地分類調査（細部調査）報告書　平成９年３月（沖縄県伊江村）

図 2.2　谷埋等高線図（300m）

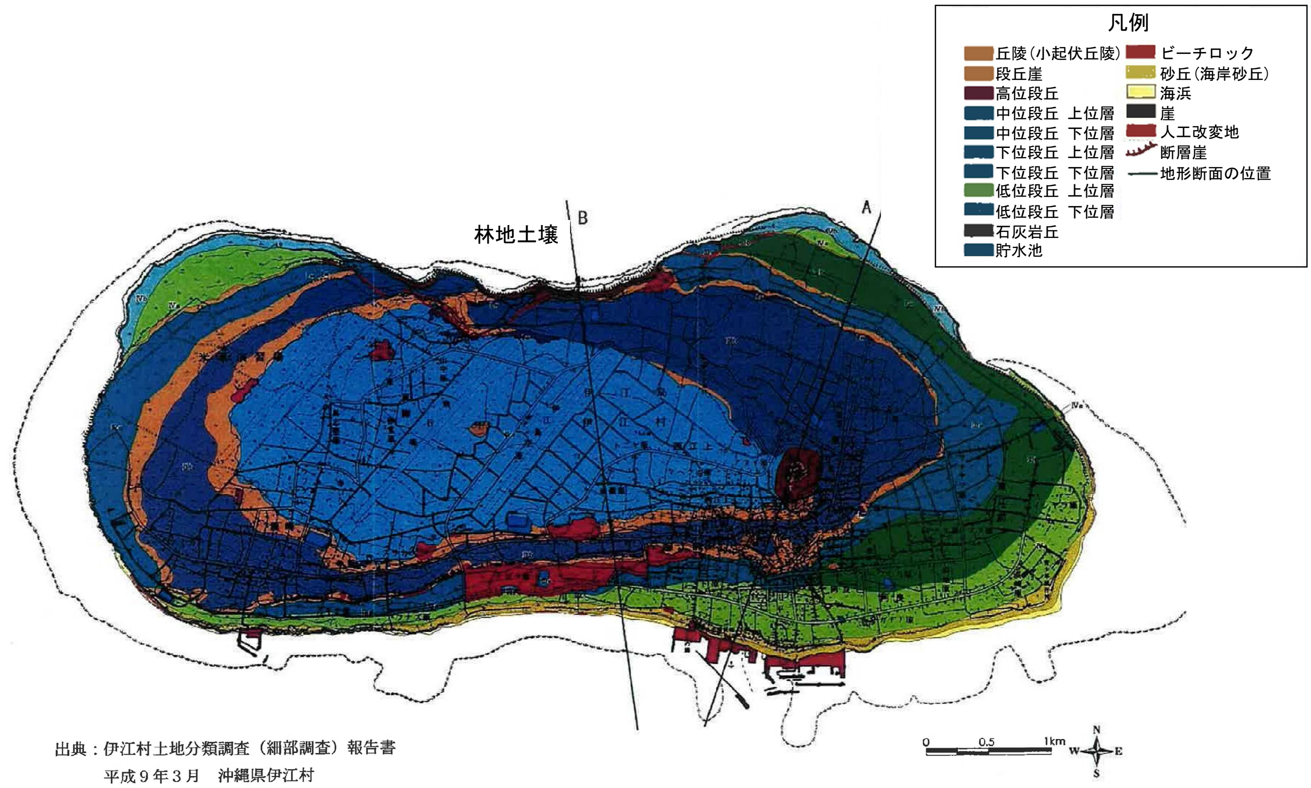

出典：伊江村土地分類調査（細部調査）報告書　平成９年３月（沖縄県伊江村）

図 2.3　地質図

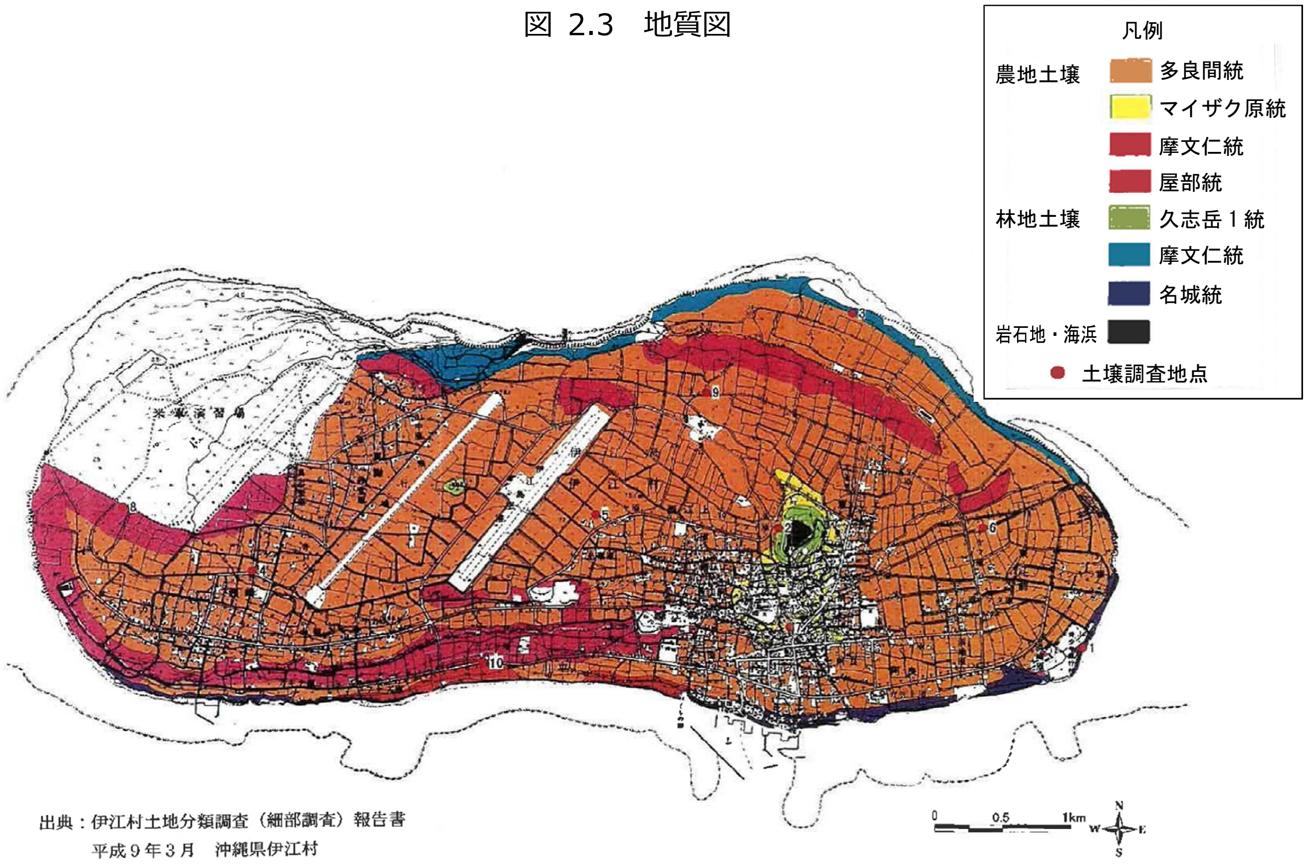

出典：伊江村土地分類調査（細部調査）報告書　平成９年３月（沖縄県伊江村）

図 2.4　土壌図

2.4 植生・動植物

1) 植生

- 戦争の影響もあり、自然に近い植生は耕作しにくい場所などに限られ、島内の大半を畑地が占め、山林・原野の割合は 5.8%程度となっています。
- 城山の植生は、主にリュウキュウマツ、タブノキ、オキナワシャリンバイ、ヤブツバキなどが見られます。
- 島外周辺の海岸地では、北西側から東側海岸にかけて海食崖が連なり、岩礁部にはイソフサギ、ソナレムグラ、テリハクサトベラなどが確認されています。
- 南東部から南西部の砂浜ではグンバイヒルガオ、ハマダイゲキなどの草本やテリハクサトベラ、モンパノキ、オオハマボウなどの木本植物が確認されています。
- 内陸側の低地では照太寺林分にヤブニッケイ-ツゲモドキ群落、フシャティムイ御獄のクハノハエノキ-フウトウカズラ群落が確認されています。
- 伊江村に分布する特異な植物としては、イブスキイノモトソウ、イエジマチャセンシダ、ヒメハマナデシコ、リュウキュウヒキノカサ、ウマノアシガタ、カイナンノアズキ、ボウコツルマメの７種があげられています。

リュウキュウマツ

オキナワシャリンバイ

テリハクサトベラ

グンバイヒルガオ

オオハマボウ

イエジマチャセンシダ

ヒメハマナデシコ

リュウキュウヒキノカサ

ウマノアシガタ

出典：伊江島の植物図鑑　平成 14 年３月（伊江村教育委員会）

2) 動物

- 貴重な動物として、絶滅危惧ＩＡ類１種、絶滅危惧ＩＢ類１種（県指定天然記念物１種）、絶滅危惧Ⅱ類１種、準絶滅危惧６種、県危急種２種、県希少種８種、県未決定種１種が確認されています。

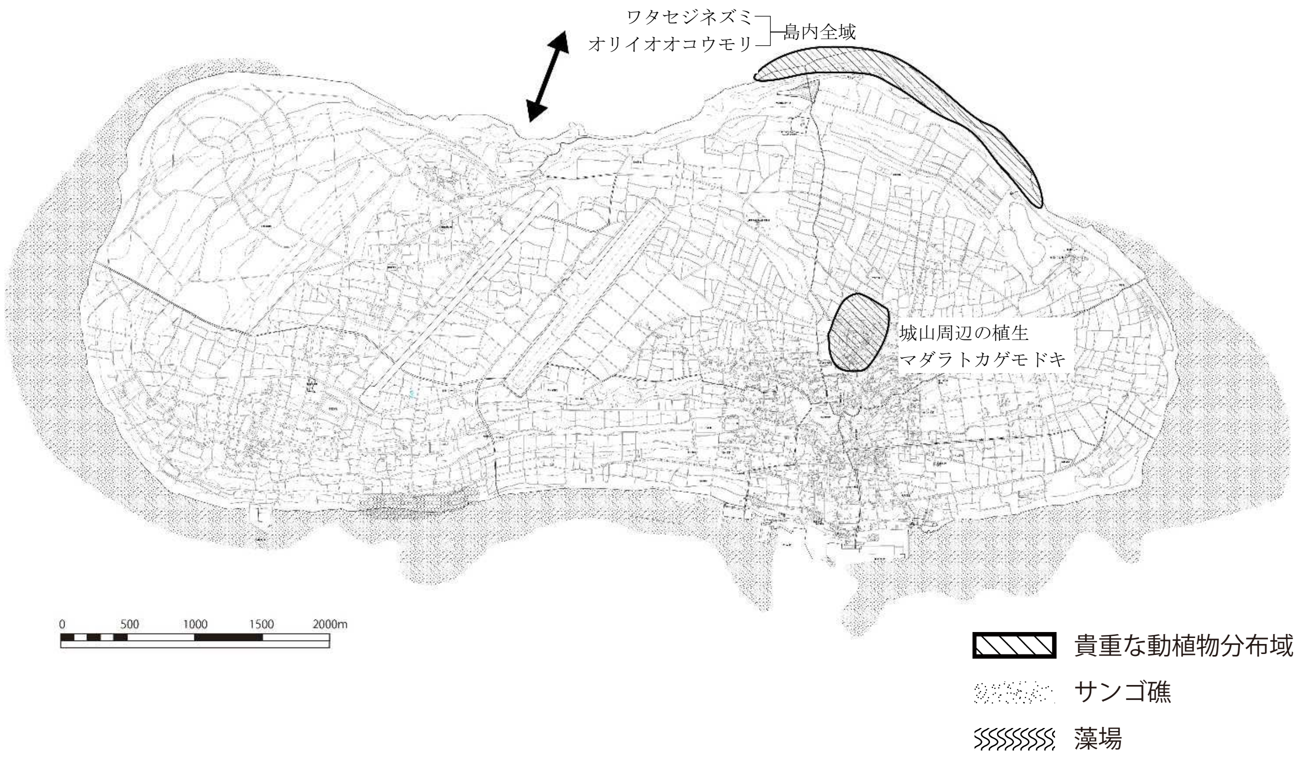

出典：伊江村土地分類調査（細部調査）報告書　平成９年３月（沖縄県伊江村）

図 2.5　貴重な動植物分布図

2.5 土地利用

- 村全域に畑が広がっており、城山の南には集落集中地域があります。
- 村の中心には伊江村空港が立地しています。
- 伊江村の集落は東江上、東江前、阿良、西江上、西江前、川平、真謝、西崎の８集落で構成されており、このうち、真謝、西崎を除く６集落は城山の南側に集中しています。

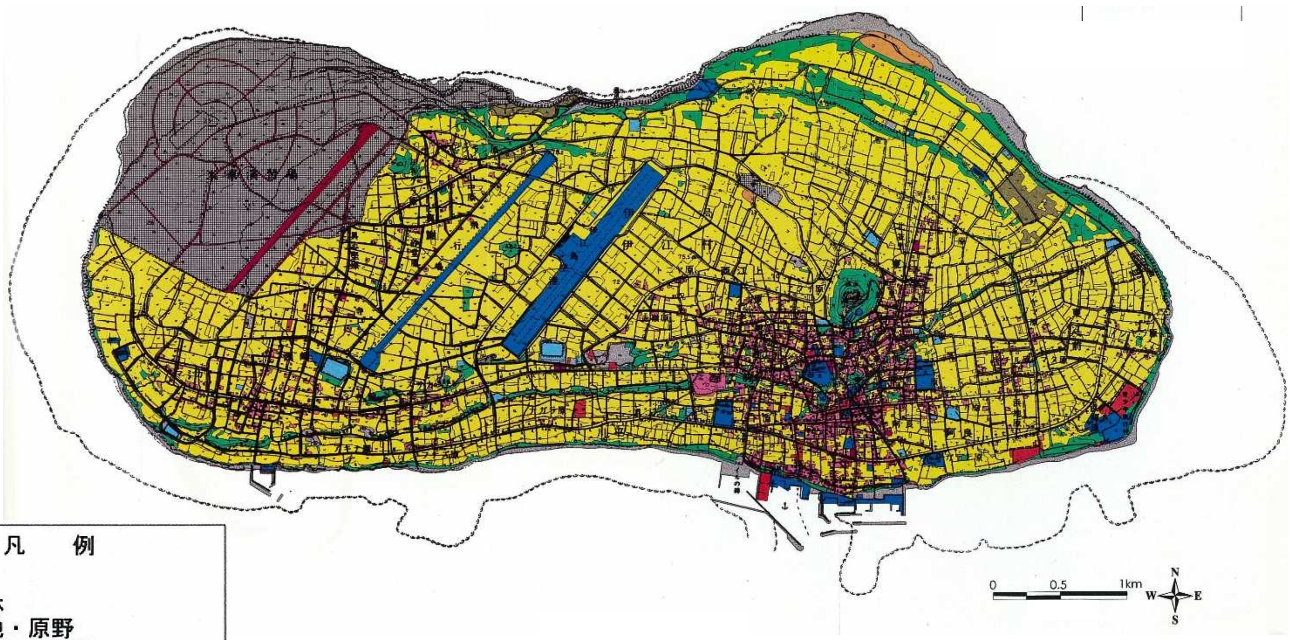

出典：伊江村土地分類調査（細部調査）報告書　平成９年３月
（沖縄県伊江村）

図 2.6　土地利用現況図

2.6 文化財

- 伊江村には国指定文化財１箇所、県指定文化財４箇所（史跡３、名勝１）のほか、村指定文化財が 10 箇所あります。
- 文化財には、具志原貝塚、浜崎貝塚、公益質屋跡など戦争史跡が含まれており、観光資源にもなっています。

表 2.1　伊江村の文化財

凡例	史跡･名勝	指定の種類	指定年月日	所在
★1	具志原貝塚	国指定史跡	昭和 61 年　6 月　9 日	川平下原
●1	鹿の化石	県指定史跡	昭和 31 年 10 月 19 日	東江上カダ原
●2	浜崎貝塚	県指定史跡	昭和 48 年　2 月 22 日	東江前浜崎原
●3	ゴヘズ洞穴遺跡	県指定史跡	昭和 52 年　5 月　9 日	西江上ゴヘズ原
●1	城山	県指定名勝	昭和 42 年　4 月 11 日	東江上グスク原
■1	公益質屋跡	村指定史跡	昭和 52 年 12 月 14 日	東江上 75
■2	権現堂跡	村指定史跡	昭和 52 年 12 月 14 日	西江前 1189
■3	会所跡（クエージュ）	村指定史跡	平成 14 年　3 月 14 日	西江上 18-1 の一部
■4	組踊「忠臣蔵」作者上地太郎生誕の地	村指定史跡	平成 14 年　3 月 14 日	東江上 210 の一部
■1	湧出（ワジ）	村指定名勝	昭和 52 年 12 月 14 日	東江上イヌガ原
■1	マーガ	村指定有形民俗文化財	昭和 52 年 12 月 14 日	川平 63
■2	阿良御嶽	村指定有形民俗文化財	昭和 52 年 12 月 14 日	東江前 687
■3	ミンカザントゥ	村指定有形民俗文化財	昭和 52 年 12 月 14 日	川平 887
■4	アミボーシャ	村指定有形民俗文化財	平成 21 年　4 月　1 日	西江前 1736 の一部
■1	ハダ植物群	村指定天然記念物	昭和 52 年 12 月 14 日	東江上カダ原

図 2.7　文化財位置図

2.7 観光資源等

- 伊江村には村のシンボルとなっている城山をはじめ、マーガ、ミンカザントゥなど生活に重要な水として使用していた井戸、村の重要な水資源である湧出など自然資源が多く、これらが観光資源にもなっています。
- 公益質屋跡など戦争史跡も多く残っており、修学旅行生の学習の場となっています。
- その他、伊江ビーチなど海水浴場やリリーフィールド公園、ハイビスカス園などの花の観光施設もあります。

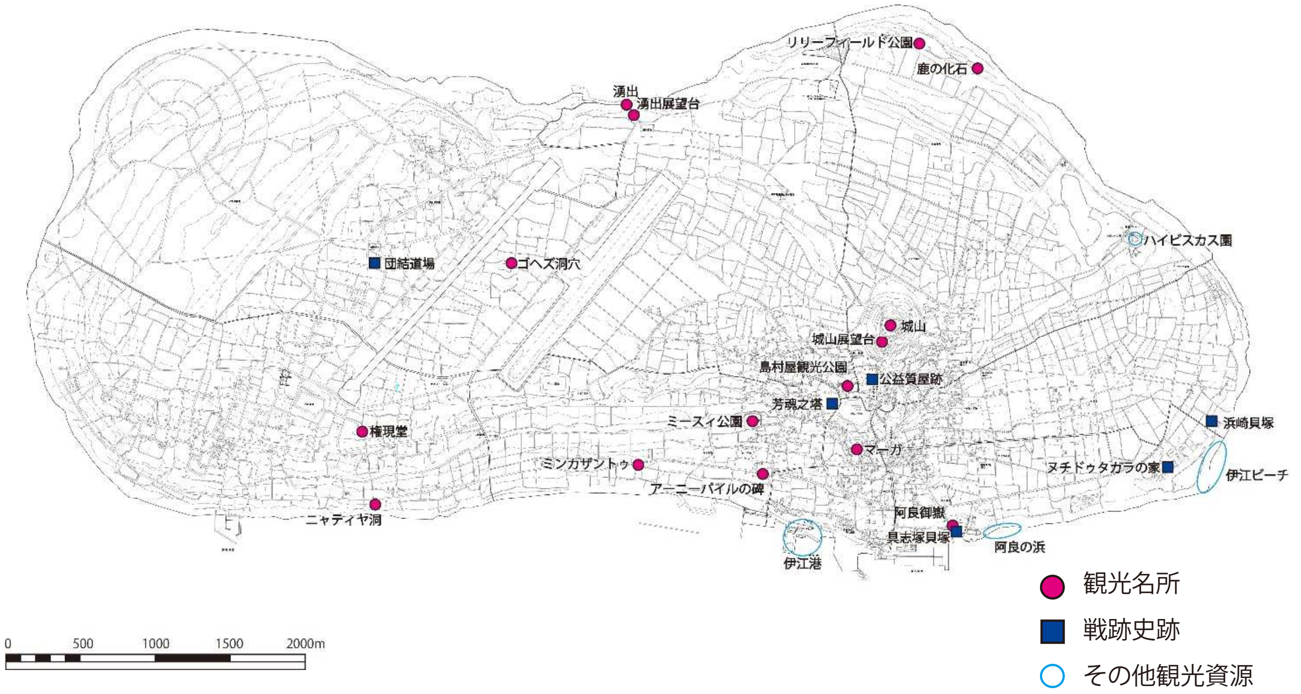

図 2.8　伊江村の観光資源

伊江村の主な観光資源

城山（タッチュー）

アーニパイル

湧出

公益質屋跡

伊江ビーチ

リリーフィールド公園

3 上位関連計画等の整理

3.1 上位関連計画による伊江村の景観のあり方

表 3.1　上位関連計画による伊江村の景観形成に留意する事項

計画名	伊江村に関連する事項
沖縄県 土木施設景観形成技術指針（案） 沖縄県土木建築部 （平成 7 年 10 月）	■道路 ● のびやかな農地景観を活かした道路景を展開 ● 伝統的な集落景観になじませ個性的な道路景を形成 ■海岸 ● 海岸の機能と自然環境の調和に配慮 ■港湾 ● 海への眺望と海上からの印象に配慮 ■公園・緑地 ● 魅力と個性に富んだ公園や緑地景観を創出 ■墓地・墓園 ● 伝統的な風水の考え方に基づいた特徴的な立地と形態を活かしながら優れた墓地・墓園の景観づくりを促進
沖縄県 公共建築物景観形成マニュアル 沖縄県土木建築部 （平成 11 年３月）	● 地域の顔となるシンボル景観づくり ● 周辺環境に配慮した敷地を選定 ● 敷地内外の環境に配慮した建築物の配置、空間構成 ● 環境になじみ、住民に愛される開放性のある建築物 ● うるおいとやすらぎのある修景緑化 ● 美しい景観の保持と向上のための維持管理
「美ら島おきなわ　風景づくりのためのガイドライン」 内閣府沖縄総合事務局 （平成 19 年１月）	■周辺自然と調和したくらしに根ざすシマづくり ● 周辺の自然と調和した美しい農村の風景を創出 ● 農村の風景に沖縄らしさを付加 ● 素朴で地域らしい親水空間として漁港の風景を保全 ■文化的な風景を保全・継承するシマづくり ● 地域の成り立ちや自然環境との関係、地域の人々が誇りとしてきた文化に配慮した集落の風景を保全 ● 沖縄らしい伝統的風景資源として歴史文化資源を保全・修復・継承
伊江村農村環境創造整備計画 伊江村 （平成 20 年 3 月）	● 海岸自然植生に見られる樹木で構成した防潮林帯を整備 ● 在来種・郷土種で構成された連続した防風林帯を整備 ● 屋敷林や風致林、集落擁護林を保全整備
沖縄県景観形成基本計画 「美ら島沖縄風景づくり計画」 沖縄県 （平成 23 年１月）	■風景の保全・回復 ● 伝統的集落、代表的な視点場から海への眺望、特色ある自然（山、海・海岸など） ■風景の創出 ● 集落・田園景観との調和
伊江村第４次総合計画 伊江村 （平成 23 年４月）	● 島の緑や優れた海岸景観の保全に努める ● 環境との調和、景観との調和が実現した農地の保全を進める ● 屋敷林の保全や整備による景観向上を進める ● 道路だけでなく、沿道の農業景観向上やもてなしの沿道環境づくりを村民との協働により進める

3.2 規制状況の整理

1) 航空法による法規制状況

- 伊江島空港を中心に半径 2,500mの円に入る地域では高さ規制がかかっており、45m以上の高さの建築物・構造物を整備することができないこととなっています。
- また、滑走路への進入の最終段階及び離陸時における航空機の安全を確保するために、進入区域においては勾配 1/40 の高さ規制がかかっているほか、進入をやり直す場合等の滑走路側面方向への飛行の安全を確保する転移表面として勾配 1/7 の高さ規制がかかっています。

進入表面勾配（着陸）　: 1/40
進入表面勾配（離陸）　: 1/40
転移表面　: 1/7（14.3%）
水平表面　: 2,500m

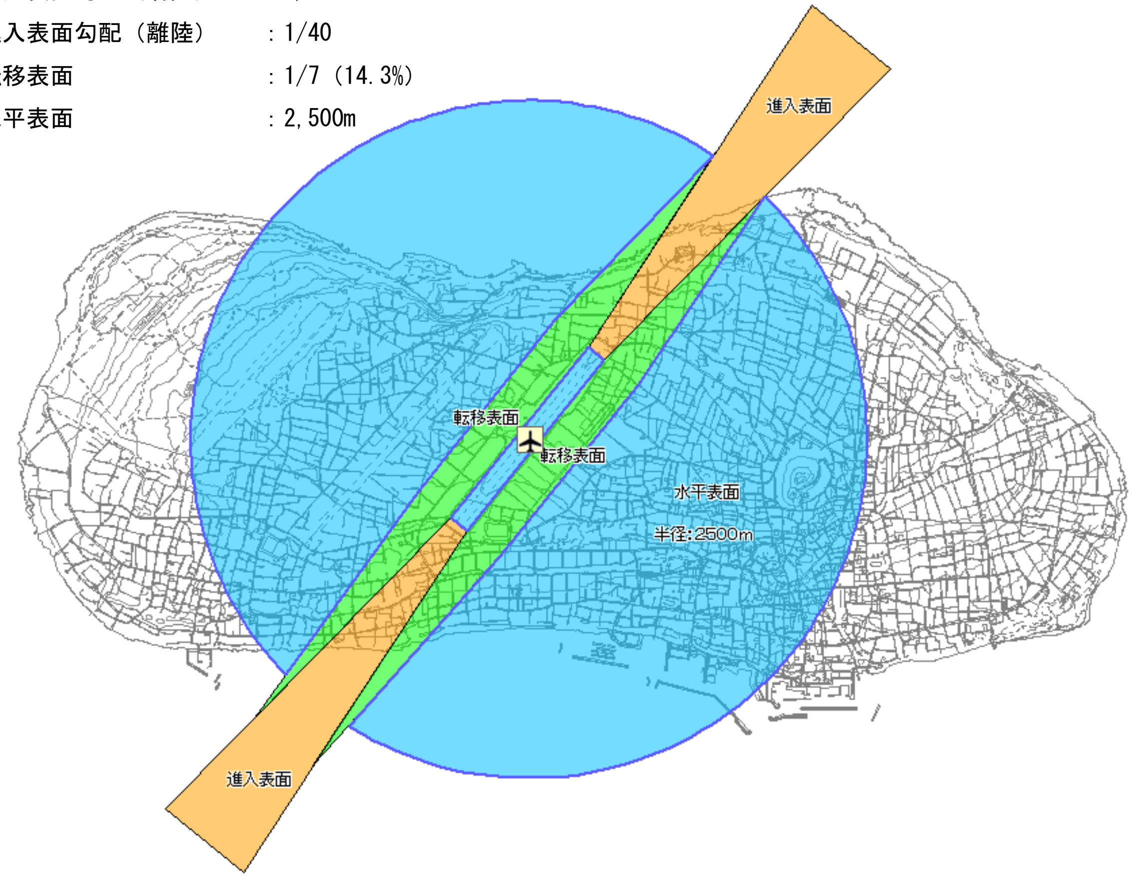

図 3.1　航空法規制状況図

注）沖縄県公開用地図情報システムを用いて作成

2) 農村部の法規制状況

- 伊江村では、約 6 割が農業振興地域に指定されており、開発行為の制限や農地等の転用の制限などによって良好な農業景観が守られています。

表 3.2　農業振興地域及び農用地区域の指定状況　平成 25 年 12 月 1 日現在

農業振興地域の範囲	農業振興地域	農用地区域
伊江村の区域のうち港湾法による港湾隣接地域等を除いた区域	1,451ha	776ha

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成 27 年 3 月）

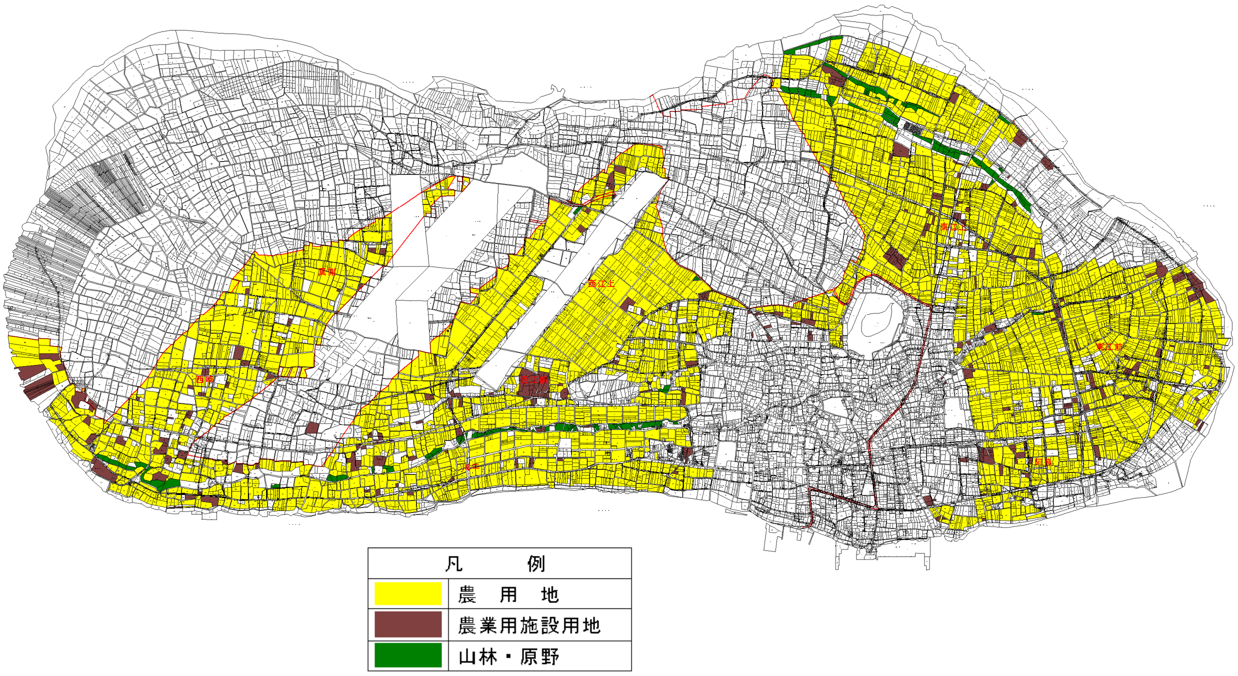

出典：伊江村土地分類調査（細部調査）報告書　平成９年３月（沖縄県伊江村）

図 3.2　農業振興地域の規制状況図

3) 森林部の法規制状況

- 伊江村では、城山など市町村有林 37.0ha、私有林 82.0ha、計 119.0ha の民有林があります。
- 民有保安林は 45.0ha が指定され、そのうち 31.0ha が潮害防備保安林となっています。

表 3.3　森林地域、国有林、民有林の面積

森林地域面積	国有林	民有林		
		県有林	市町村有林	私有林
119.0ha	0.0ha	0.0ha	37.0ha	82.0ha

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成 27 年 3 月）

表 3.4　民有保安林面積（平成 25 年 3 月 31 日現在）

合計	土砂崩壊防備保安林	防風保安林	潮害防備保安林	潮害防備保安林
45.0ha	3.0ha	11.0ha	31.0ha	(8.0ha)

（　）書きは上位の保安林種との兼種指定を外書で示した

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成 27 年 3 月）

出典：伊江村土地分類調査（細部調査）報告書　平成 9 年 3 月（沖縄県伊江村）

図 3.3　保安林の規制状況図

4) 海岸部の法規制状況

- 津波、高潮、波浪その他海水や地盤の変動による被害から海岸を守るために、海岸法に基づき、特に防御すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定しています。
- 伊江村では、東江前海岸の 3,750m、750,000 ㎡を河川局、西崎海岸の 1,180m、146,000 ㎡を農村振興局がそれぞれ海岸保全区に指定しています。
- 伊江港は海岸法に基づき 52.0ha が港湾区域に、1.87ha が港湾隣接地域に、都市計画法、海岸法に基づき 6.7ha が臨港地区に指定されており、水域又は公共空地における土砂の採取及び水域施設、外かくの施設、係留施設等の建設又は改良等の行為について規制されています。
- 漁港漁場整備法に基づき具志漁港 38.0ha、西崎漁港 23.0ha が第 1 種漁港に指定されており、水域又は公共空地において工作物の建設、改良、土砂の採取、土地の掘削、盛土、埋立て、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の占用等の行為について規制されています。

表 3.5　海岸保全区域

所管	保全区域（所在地）	海岸名	指定延長	区域	指定年月日
河川局	伊江村東江前	東江前海岸	3,750m	750,000 ㎡	昭和 52 年 2 月 28 日
農村振興局	伊江村	西崎海岸	1,180m	146,000 ㎡	昭和 52 年 2 月 28 日

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成 27 年 3 月）

表 3.6　港湾区域の指定状況

指定内容	港湾名	管理者	面積(ha)	設立年月日
港湾区域	伊江港	沖縄県	52.00ha	昭和 47 年 5 月 15 日
港湾隣接地域	伊江港	沖縄県	1.87ha	昭和 47 年 2 月 25 日
臨港地区	伊江港	沖縄県	6.70ha	平成 20 年 3 月 25 日

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成 27 年 3 月）

表 3.7　漁港区域の指定状況　第 1 種漁港

規制区域の名称	所在地	管理者	面積(ha)	指定年月日
具志漁港	伊江村字具志	伊江村	38.00ha	昭和 45 年 7 月 14 日
西崎漁港	伊江村字西崎	伊江村	23.00ha	昭和 46 年 3 月 26 日

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成 27 年 3 月）

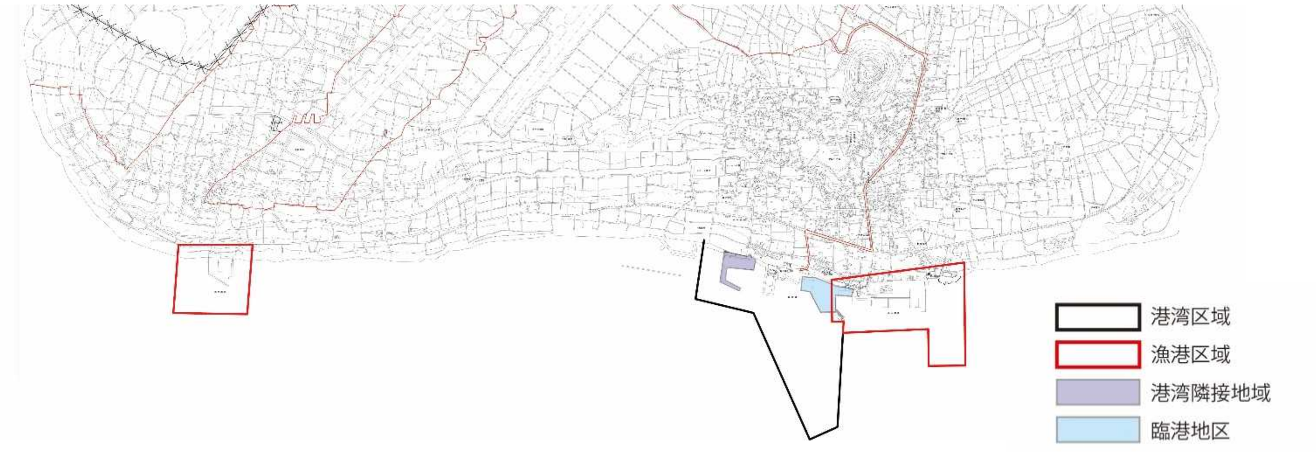

図 3.4　海岸部の法規制指定状況

3.3 伊江村の景観構造と要素

伊江村の景観構造は、「城山景観」「農地景観」「海浜・海洋景観」「並木・街路樹景観」「集落景観（住宅・公共施設など）」の５つに分類されます。

図 3.5　伊江村の景観資源・構造図

伊江村らしい花・並木

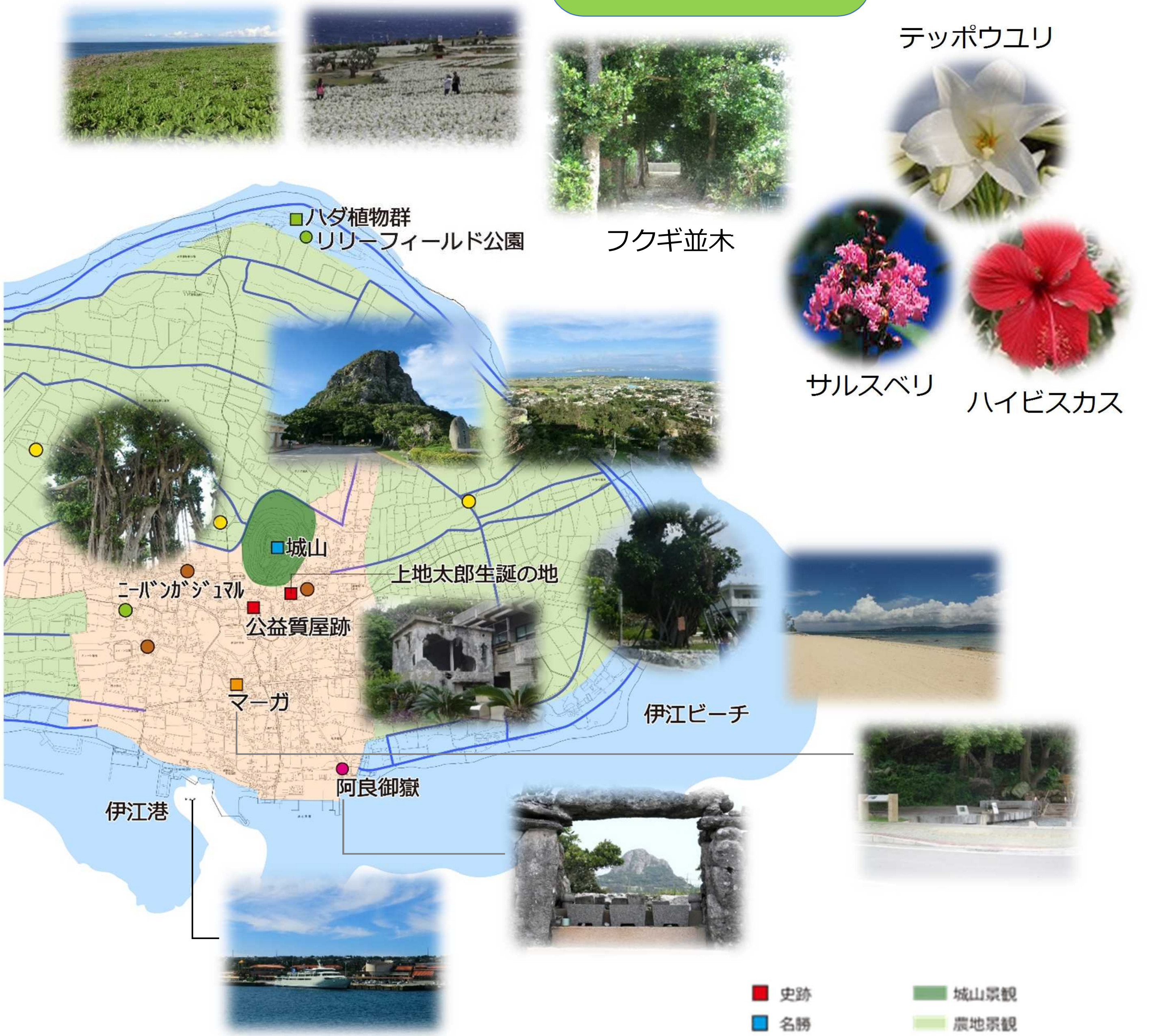

歴史・文化的景観

アガリヌドゥンチ

城山御嶽

公益質屋跡

4 伊江村の景観特性と課題

伊江村の 5 つの景観構成要素「城山景観」「農地景観」「海浜・海洋景観」「並木・街路樹景観」「集落景観（住宅・公共施設など）」ごとに景観特性と課題を以下に整理します。

4.1 城山景観

1) 現況

- 城山は沖縄八景にも選ばれている島の人々の信仰の対象で、伊江村のシンボルです。
- 標高 172.2mの城山は伊江村で最も標高の高い地点であり、伊江村のほとんどの位置から眺めることができますが、視点場によっては、城山の稜線から突出した建築物が見られます。
- 山頂からは 360 度のパノラマが広がり、伊江村全体、周辺の水納島や瀬底島など周辺の島々までをも望むことができる優れた眺望点となっています。

海からの城山

城山

城山からの眺望

2) 課題

⇒ **城山の自然景観の保全が必要です。**
⇒ **城山への眺望を阻害しない高さ、形状の建築物・工作物の規制誘導が必要です。**
⇒ **城山からの眺めを阻害しないように、建築物・工作物の規制誘導が必要です。**

4.2 農地景観

1) 現況

- 農業は伊江村の基幹産業であり、琉球石灰岩上に分布する島尻マージと呼ばれる赤褐～褐色の土壌に葉たばこやサトウキビ、花卉、島らっきょう等の伊江村特有の農作物の耕作景観が広がっています。また、ファームポンドなど大規模な農業工作物や牧草を束ねた堆積物が道路沿いに点在している風景が見られます。一方、使用していないビニールハウスなどが良好な農地景観を阻害しています。
- 伊江村は花卉栽培が盛んであり、夜間に電照を行う栽培手法が用いられており、本部町から伊江村を見ると光で島が浮き上がる独特の夜間景観が冬の風物詩となっています。
- 伊江村には自然の岩盤を利用したミンカザントゥなど、古くからの農業や生活に使用された貯水槽が残っています。
- 墓地が海浜に向かってある程度の規模で集積し、伊江村らしい景観が形成されています。

たばこ畑

電照菊

飼料の堆積

ファームポンド

ミンカザントゥ

2) 課題

⇒　**農村景観の保全が必要です。**

⇒　**電照菊の栽培に適した夜間照明の色彩を用いることが必要です。**

4.3 海浜・海洋景観

1) 現況

- 伊江村は周りを海に囲まれており、湧出、珊瑚の美しい北海岸、数多くの熱帯魚の見られるパッチリーフ、伊江ビーチなどの海の観光資源が見られます。一方、海や砂浜は美しい海浜を形成していますが、海岸漂着物などがみられます。
- 大規模な工作物として風力発電施設が見られます。
- 沿岸部からは、水納島、瀬底島などの島々を眺めることができるポイントがあるものの、農地を守るために整備している防風林により島々への眺望が確保できない場所もあります。
- リリーフィールド公園、ハイビスカス園など、花をテーマとした観光資源が海岸沿いに点在しており、リリーフィールド公園では、ゆり祭り期間中、100 万輪のテッポウユリと海に沈む美しい夕日を望むことができる、ロマンチックな風情を醸し出しています。

湧出

海底の様子

リリーフィールド公園

風力発電

伊江ビーチ

2) 課題

⇒ **海浜・海洋景観にふさわしい色彩、配置の誘導が必要です。**

⇒ **島々への眺望の確保が必要です。**

4.4 並木・街路樹景観

1) 現況

- 伊江村では、農作物の保護のため、防風林の機能を持つフクギやモクマオウ並木が形成されてきましたが、近年の大型台風等でモクマオウ並木の立ち枯れなど街路樹景観が失われ、緑陰がない状況です。
- 集落地内の主要道路では並木や花が少ない状況です。
- 昔はフクギ並木があり、伊江村らしい景観を形成していましたが、現在フクギ並木の残っている場所は少ない状況です。

主要道路

フクギ並木

緑の少ない道路景観

ハイビスカスの植栽のある道路景観

2) 課題

⇒　**防風林、防風林となる並木・街路樹の保全・整備が必要です。**
⇒　**主要道路での花や街路樹の演出によるフラワーアイランドらしい景観の形成が必要です。**

4.5 集落景観（住宅・公共施設など）

1) 現況

- 伊江村は戦時中に島のほとんどが焦土と化したこともあり、比較的新しい建物が多く、1～2 階建ての戸建住宅が中心となっており、屋根の形状もフラットなものが多くなっています。一方、昔ながらの瓦屋根やトタン屋根の家などのほか、家の玄関口にはシーサーを飾っている家もあり、伊江村らしい景観を形成しています。
- 全体的に白や灰色などの塀や壁が多い集落地ですが、黄色や緑、青などの原色を使用した建築物が見られます。
- 太陽光発電を村が積極的に進めていることから、太陽光パネルを屋根に設置している住宅が多く見られますが、屋根と調和していないものもあります。
- 伊江村には大規模な商業施設などはなく、屋外広告物もあまりありませんが、壊れた看板や街灯などがあり、集落地の景観を阻害しています。
- フェリーターミナル「はにくすに」は、村の玄関口として良好な景観を形成しています。
- 歴史・文化的資源として、公益質屋跡、アーニーパイルなどの戦争史跡や拝所などの伊江村の生活や文化を伝える建物が残っています。
- 集落地では、住宅前や店の前を花で飾っている住宅もありますが、全体的には花が少ない状況です。
- 公園など村民の憩いの場が点在していますが、ゴミが落ちていたり、草刈がされていない状況が一部見られます。

公共施設

地区の子供たちの学習の場として建てられた
サンゴの石灰岩の壁とかやぶき屋根の建物

看板

フェリーターミナル「はにくすに」

公益質屋跡

拝所（阿良御嶽）

※阿良の浜に面したこの御嶽は、航海安全の神を祀る拝所で、神々が降りる依り代となる大きな石が額縁のように積まれ、その正面に城山が位置している。

2) 課題

⇒　**伊江村らしい色彩の建築物・工作物の規制誘導が必要です。**

⇒　**伊江村らしい規模及び色彩の屋外広告物の規制誘導が必要です。**

⇒　**島の玄関口としての魅力向上が必要です。**

⇒　**歴史・文化的資源等の保全が必要です。**

⇒　**みんなで伊江村らしい景観を創るための手法の検討が必要です。**

Ⅱ　計画編

5 景観計画区域の設定

景観計画は、農山漁村や集落等を形成している地域及びこれらと一体となって景観を形成している土地（水面を含む）を区域に定めることができるとされています。（景観法第８条第１項）

伊江村は東江上、東江前、阿良、西江上、西江前、川平、真謝、西崎の８集落から成り立っており、日常の生活の場となっています。

また、四方を海に囲まれ、砂浜や湧出、イノーと呼ばれる天然の礁池が広がるなど、多様な海岸景観を有しているほか、村のシンボルとなっているタッチュー（城山）や、葉たばこやサトウキビ、花卉、島らっきょうなどの生産の場である農地が広がっています。

このため、景観法に基づく景観計画区域を、サンゴ礁原（イノー、干瀬、礁斜面）を含む伊江村全体とします。

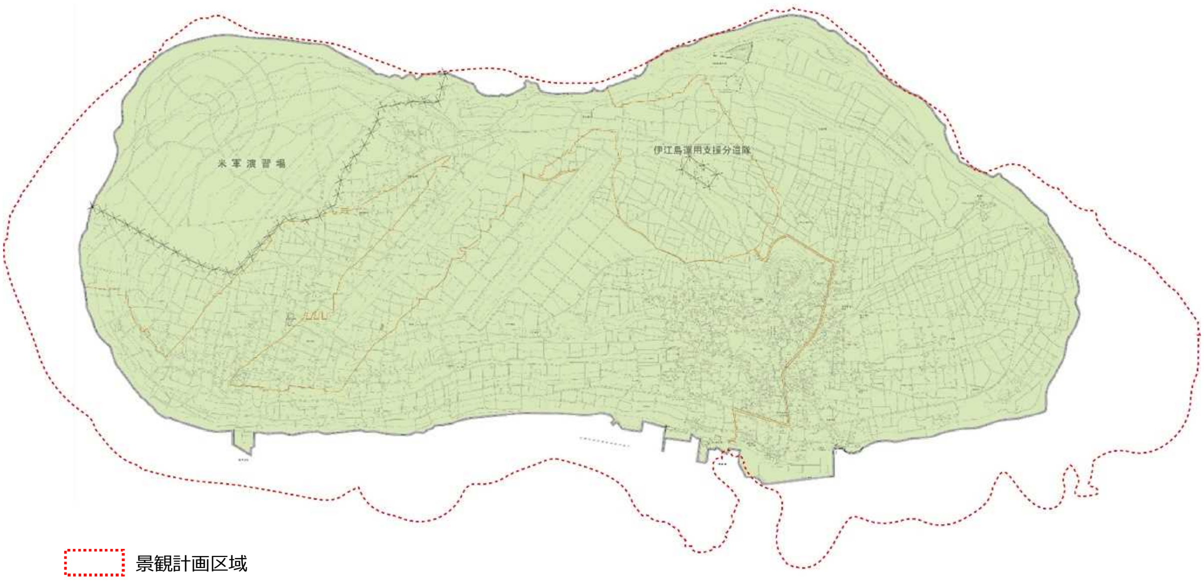

景観計画区域

図 5.1　景観計画区域図

6 景観形成の理念と目標

6.1 基本的な考え方

伊江村らしい景観形成を進める上での基本的な考え方を整理します。

きづく：自然、歴史、文化、くらしなど、村の良さや地域固有の資源を整理、再認識し、意識の共有化を図る。

まもる：海、農地、城山への眺望・城山からの眺望、文化遺産など、骨格となる景観を保全するため、景観の阻害要因を取り除く。

つくる：知恵と工夫を凝らし、地域資源を活かした創造の取り組みを行う。

育てる：表彰制度、景観教育を通して、郷土意識づくり、価値観の共有を図り、景観づくりを日常的な活動に育てる。

いかす：経済活動と調和した、伊江村らしい景観づくりにより、地域振興・観光振興・地域活性化を図る。

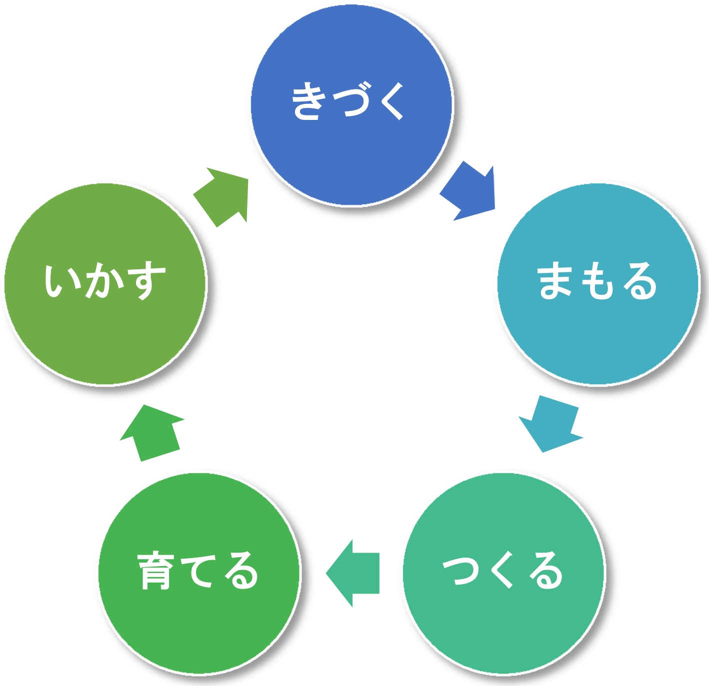

6.2 景観形成に向けた基本理念

伊江村の景観は、城山を中心に琉球石灰岩上に分布する島尻マージと呼ばれる赤褐～褐色土壌の農地が広がり、島の周りは砂浜や湧出、イノーと呼ばれる天然の礁池などの海浜景観が見られ、地形的な多様性に基づく豊かな自然景観を基本としています。また、それらと調和したフクギ並木や家々の前を花で飾るなど、村民の心遣いによって伊江村らしい集落景観が作り上げられています。

このような多様で豊かな自然景観に気づき、守っていくとともに、地域資源を生かして新たに創造したり、景観を通じた郷土意識を育むことで、次世代へより良い形で伊江村らしい景観を引き継ぎ、観光のむらとして生かしていくことを目標に、景観形成に関する将来の姿を以下のように定めます。

景観の将来の姿（キャッチフレーズ）

イイ島 イージマ（伊江島） フラワーアイランド

7 景観形成の目標及び良好な景観形成に関する方針

7.1 城山景観

きづく　まもる

1) 目標

美しい城山の稜線の風景や城山からの眺望を保全します。

2) 良好な景観形成に関する方針

① 城山の保全

- 伊江村のランドマークであり村民の心のよりどころとなっている城山を伊江村の景観形成のシンボルとして保全します。

② 城山への眺望ポイントの確保、城山からの眺望の保全

- 『伊江八景』を定め、各視点場から城山への眺めを阻害しないよう、建築物・工作物等の高さを極力抑えます。
- 山頂からの 360 度のパノラマ景観を確保するために、建築物・工作物等の高さは極力抑えます。また、形態・意匠及び色彩は背景となる城山に調和したものとします。

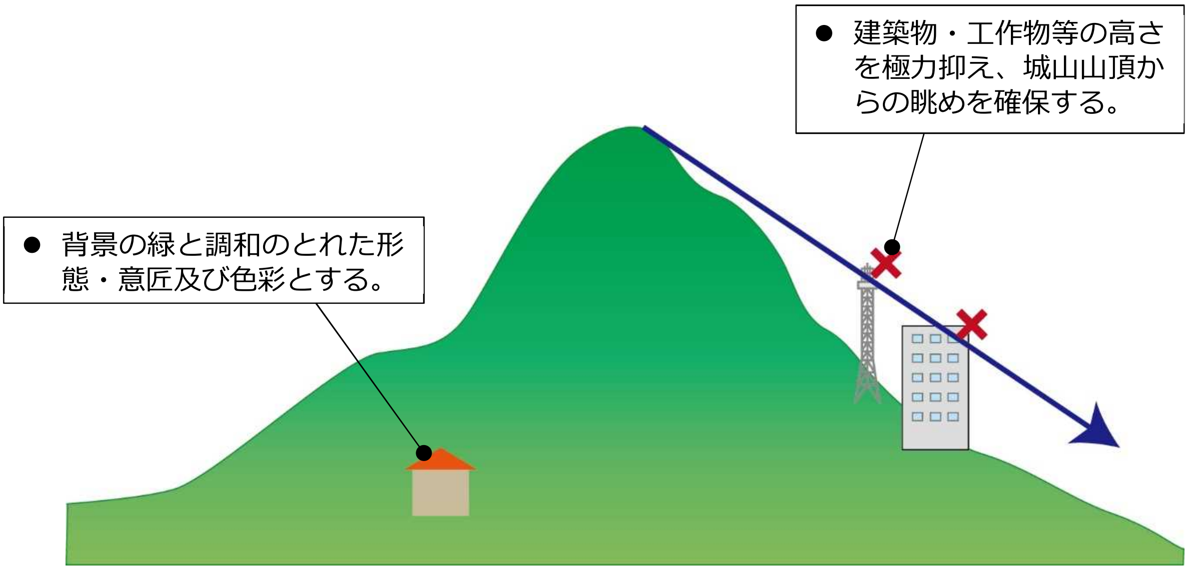

7.2 農地景観

きづく　まもる　つくる

1) 目標

ミンカザントゥなどの歴史的な資源に十分に留意しつつ、伊江村らしい農作物による農地景観を保全します。

2) 良好な景観形成に関する方針

① 農地周辺の景観保全

- 広がりのある農地で建築物や工作物が突出したものとならないよう高さを極力抑え、農地に調和した形態・意匠及び色彩とします。
- 資材置き場や土石の堆積は、整然と積み上げ、周辺農地と調和するよう極力高さを抑えるものとします。

② 落ち着いた夜間景観の形成

- 電照菊の栽培に適した色彩の照明を用います。

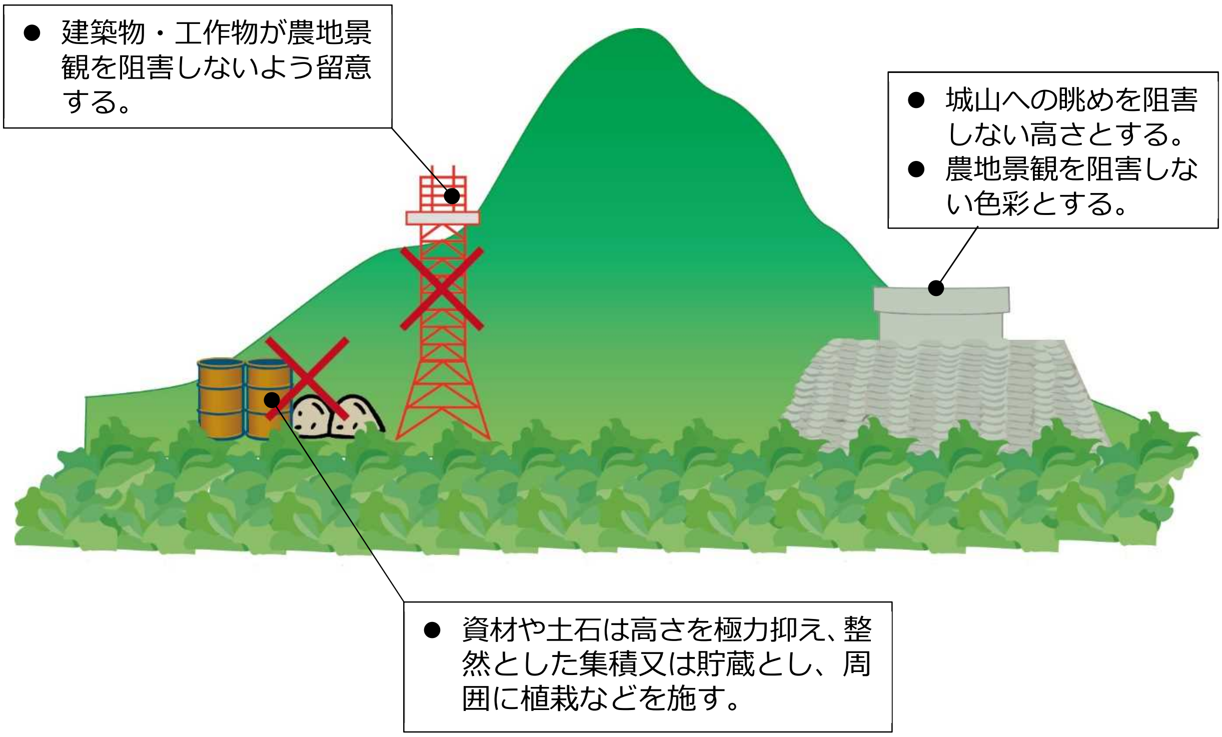

7.3 海浜・海洋景観

きづく まもる いかす

1) 目標

砂浜や湧出、礁池（イノー）など伊江村らしい海浜・海洋景観を保全します。

2) 良好な景観形成に関する方針

① 美しい自然海岸の保全

- 沿岸部の断崖絶壁や砂浜、礁池（イノー）など変化に富んだ海浜・海洋景観を保全します。
- 防波堤や護岸などの工作物の改修を行う際には海浜景観との調和に留意します。
- 海浜・海洋の美化に努めます。

② 海浜景観に配慮した大規模建築物・工作物の誘導

- 大規模な建築物・工作物を設置する場合、配置、形態・意匠及び色彩などに留意します。

③ 海辺の景観や島々への眺望への配慮

- 対岸や船舶から見た景観が調和したものとなるよう、建築物等の高さを極力抑えるとともに、できるかぎり海岸線から離れた位置に配置するように努めます。
- 美しい島々を眺められる景観や夕日を眺めることができるよう海への眺望ポイントを設定します。

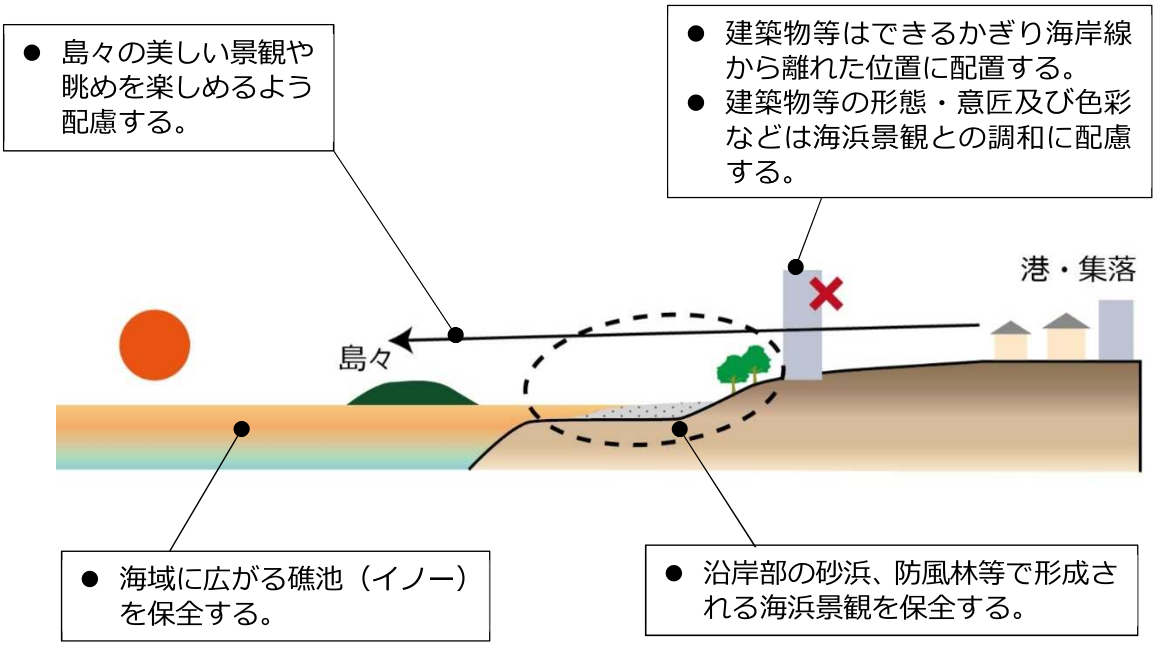

7.4 並木・街路樹景観

きづく　まもる　つくる　育てる

1) 目標

伊江村らしい樹種や花を活用し、来訪者をもてなす街路樹景観を創出します。

2) 良好な景観形成に関する方針

① 街路樹の整備・維持・管理

- 主要幹線道路では農作物を保護する防風林としても機能する街路樹の形成を推進します。
- 海沿いの幹線道路では海への眺望に留意しながら街路樹を形成します。

② 主要道路の花街道の創出

- 街路樹には、伊江村のイメージに適した樹種を選定します。
- 集落内外の緑化及び花飾りや美化に努めます。

③ 主要道路沿道の街路景観の形成

- 裏配線等も含めた各種手法を用いて、主要道路の沿道の無電柱化を推進します。
- 大規模な屋外広告物の設置を制限します。

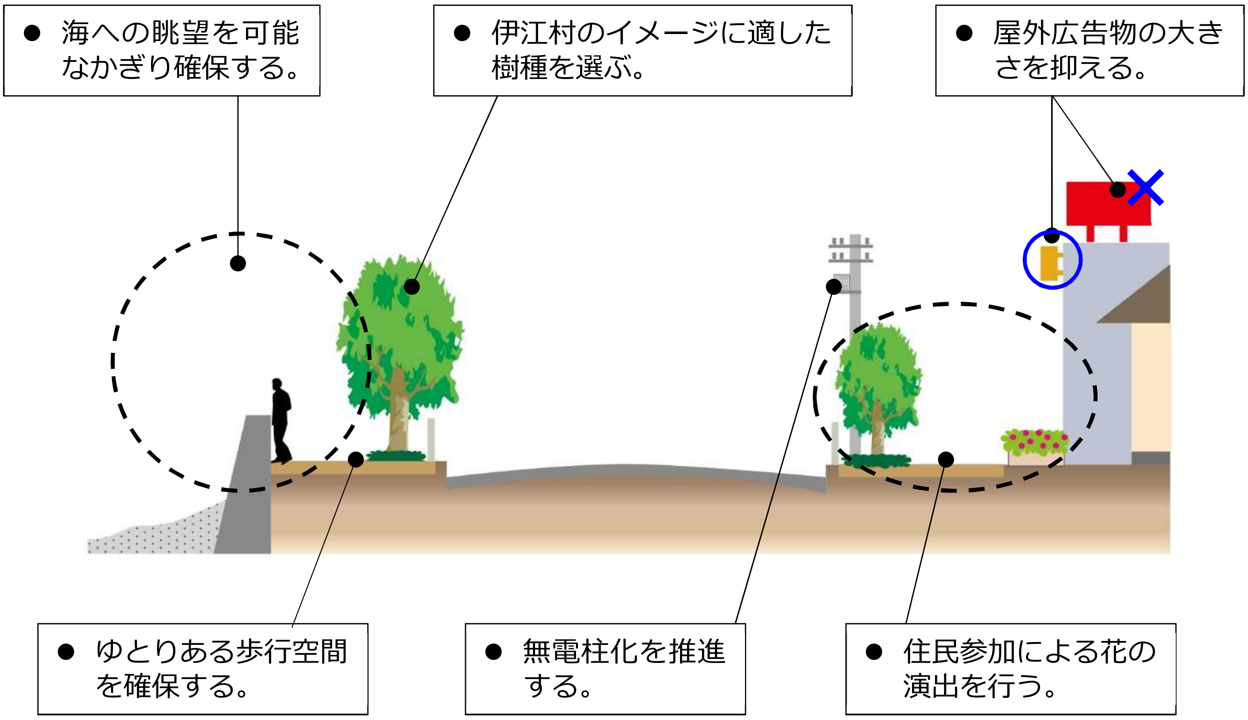

7.5 集落景観（住宅・公共施設など）

きづく　まもる　つくる　育てる　いかす

1) 目標

自然景観と調和した建物景観、公共・交流空間の景観を保全します。

2) 良好な景観形成に関する方針

① 自然景観に配慮した建物の高さ・規模及び色彩の調和

- 新たな建築物や工作物等を建築する場合においては、周辺の土地利用状況や建築の形態・意匠、屋敷林等、周辺の建物との調和に配慮します。
- 村民の日常生活の場である、それぞれの集落形成の歴史、「区の色」などを活かし、特色ある集落景観の形成に取り組みます。
- 太陽光パネルの設置については屋根と一体化するよう誘導します。

② 屋外広告物の規模及び色彩の調和

- 屋外広告物の設置にあたっては、集落景観に調和するよう、大きさや色彩に配慮します。

③ 伊江村の玄関口（港湾施設）の建築物等の形態・意匠などへの配慮

- 村の玄関口にふさわしい伊江港の景観形成を図るため、建物の形態・意匠への配慮や施設内緑化、花壇整備など伊江村らしい「おもてなし空間」の形成に努めます。

④ 集落内の樹木や拝所など、伊江村の歴史・文化にかかわる資源等の保全

- 御獄や拝所などの歴史文化資源やゆかりのある樹木等を保全します。
- 各集落の特性に応じた景観形成を行うことで集落の歴史・文化的な特性を活かした景観形成に取り組みます。

⑤ フラワーアイランドにふさわしい花の景観の形成

- 各区で花園のような花いっぱいの村づくりを進めるための花づくり、花飾りに取り組みます。
- 集落内の美化に努めます。

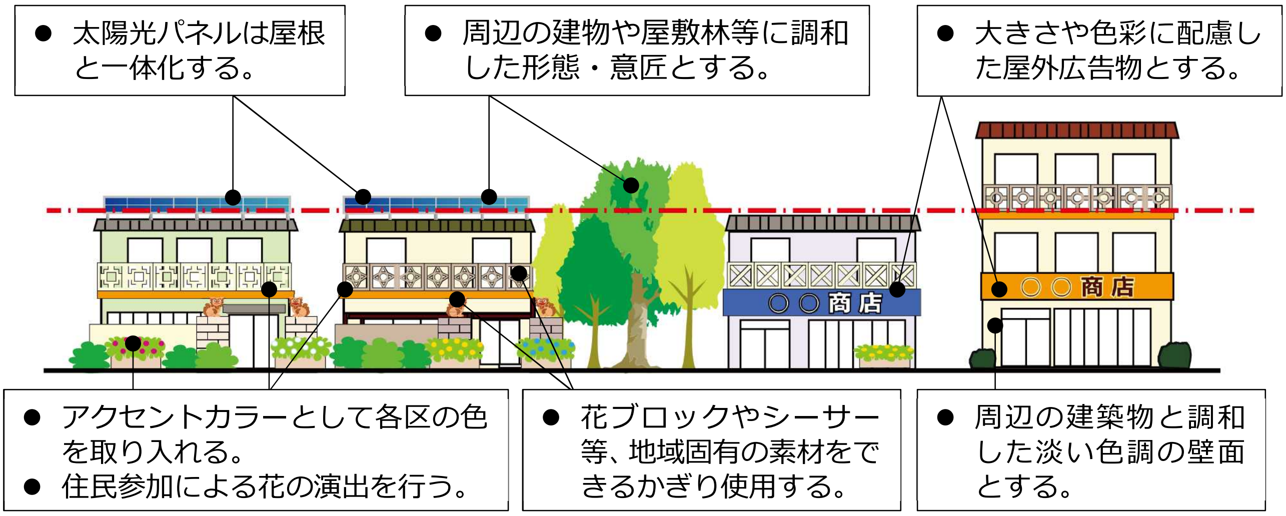

8 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

8.1 届出の対象となる行為

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為を届出の対象とします。

なお、届出対象は以下の5ゾーンごとに対象とする規模を定めます。

- 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増設、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積
- 水面の埋め立て、干拓

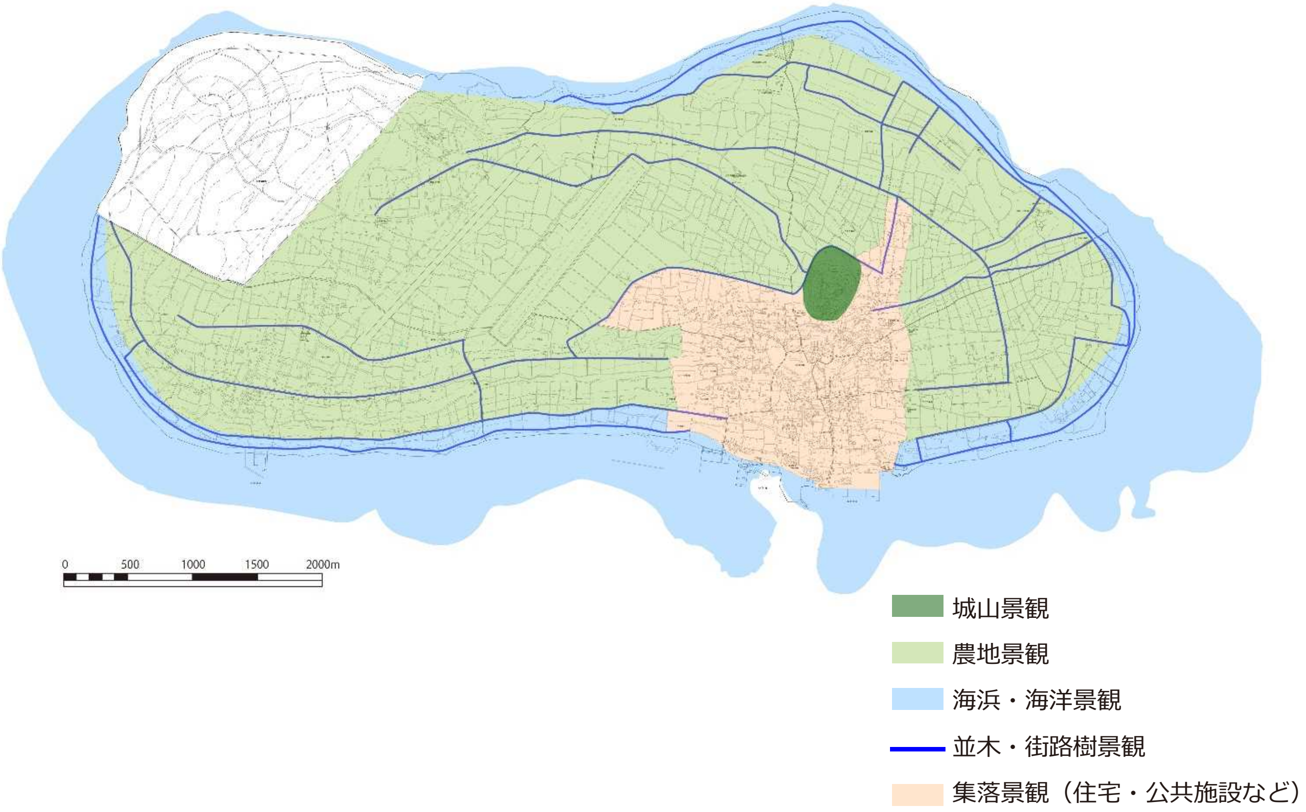

図 8.1　景観ゾーニング図

表 8.1　届出対象行為の範囲

<table>
<tr><th></th><th>対象となる行為</th><th>城山景観、農地景観
海浜・海洋景観</th><th>集落景観
（住宅・公共施設など）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物・工作物に係る事項</td><td rowspan="2">建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更</td><td></td><td>● 3階建て以上の建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">● 建築の延べ床面積が 500 ㎡を超えるもの
● 上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの。</td></tr>
<tr><td>工作物※の新設、増設、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更</td><td colspan="2">● 擁壁、垣・さく・塀等で高さが 3 mを超えるもの
● 煙突、鉄塔など以下に示す行為のうち、高さ 10m以上、又は築造面積 500 ㎡以上のもの
・彫刻、記念碑その他これらに類するもの
・煙突、排気塔その他これらに類するもの
・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
・電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
・自動車車庫の用に供する立体的な施設
・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
● 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線類（支柱物含む）で高さ 20m以上のもの
● 太陽光発電設備・風力発電設備類は高さ 13m超又は設置面積 500 ㎡以上のもの
● 墓園類で、築造面積 300 ㎡以上のもの
● 上記に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">開発行為その他に係る事項</td><td>都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為</td><td colspan="2">● 土地の面積が 500 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</td><td colspan="2">● 全ての土地の開墾等の行為（村内の自然植物、土石類を採取したり防風林等を伐採、焼却など）</td></tr>
<tr><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積</td><td colspan="2">● その集積又は貯蔵の高さが 3 mを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの</td></tr>
</table>

※工作物の定義は、伊江村景観形成条例施行規則第 2 条に定めるものとする。

8.2 景観形成基準

届出対象行為に該当する行為を行う際に厳守すべき基準（景観形成基準）を以下の通り定めます。

表 8.2　景観形成基準（建築物）

区分	対象地区		景観形成基準
配置・規模・高さ	全地区共通		● 城山への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮する。 ● 建築物の壁面は、公共空間側の敷地境界線からできる限り後退させる。 ● スカイラインの連続性に考慮し、周辺の建物と高さを基本的に揃える。 ● まとまりのある農地、集落、文化財、むらのシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した規模・高さとする。
	城山景観		● 建物の高さは基本 3 階建て以下とする。 ● 主要な視点場からの眺望を確保する。
	農地景観		● 農地の眺望に配慮した配置・規模とし、建物の高さは基本 2 階建て以下とする。
	海浜・海洋景観		● 海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置・規模・高さとする。
	集落景観 (住宅・公共施設など)		● 周辺の街並みに調和し、突出した高さとならないように努める。
形態・意匠	全地区共通	建築物本体	● 大規模建築物の建築においては、分棟、分節、雁行等により圧迫感の軽減に努める。 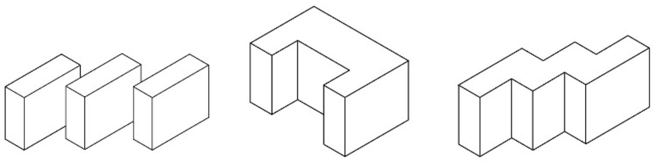 分棟　分節　雁行 ● 周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態・意匠とする。
		付帯施設	● 外部に設ける建築設備※は、良好な周辺の景観と調和した形態・意匠とし、道路に面しない位置など目立たない位置に設置する。 ● 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。 ● 太陽光パネルを設置する場合は、屋根と一体化させるなど、周辺の景観との調和に配慮させる。また、反射光による近隣への影響を抑制するような対策を行う。
		屋根	● 沖縄の伝統的な屋根形状である寄棟を基本とし、周辺と調和させるよう配慮する。

※外部に設ける建築設備は、室外機、給水タンク、アンテナ、屋外階段、バルコニー、ごみ置場等とする。

区分	対象地区		景観形成基準
素材	全地区共通		● 素材は、村の景観特性を特徴づける地場産材の活用に努め、周辺の景観との調和に配慮したものとする。 ● 反射光のある素材、ガラス等については壁面などの大部分にわたっての使用を避ける。 ● できる限り、耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用する。
色彩	全地区共通	壁面	● 建築物の外壁の大部分を占める色彩（基調色）は、白または淡い色彩を基調とした落ち着いた色彩（マンセルカラーシステム値：明度 7 以上、彩度 6 以下）とし、周辺景観との調和に配慮する。（ただし、木材、石材、素焼き、コンクリート、金属、ガラスなどの素材色は除く。） ● デザインのアクセントとしてできる限り区の色を使用する。 ● アクセント色を使用する場合は、周辺景観との調和に考慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の５%以下にとどめる。
		屋根	● 屋根の色彩は、城山からの眺望に配慮し、極端な高彩度、低明度を避ける。
外構・緑化	全地区共通		● 外構は、ブロック又は生垣を基本とする。ブロックを設置する場合は、地盤面から 1.5m以下とする。 ● 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるように工夫する。 ● 敷地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保全・活用する。 ● 道路や公園等の公共の場所に面する部分については、ハイビスカス等の伊江村らしさを感じさせる花や地区の色の花などを植えることにより、明るく華やかな街並みづくりに努める。
	集落景観(住宅・公共施設など)		● 良好な景観を形成している既存の屋敷林及び石垣は、保全・活用する。

マンセルカラーシステム値（建築物の壁面の色彩基準）

表 8.3　景観形成基準（工作物）

区分	景観形成基準
配置・規模・高さ	● 城山への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮する。 ● 周囲の街並みと調和させるよう、工作物の高さは周辺の建築物と同程度の高さに抑える。 ● 位置は公共空間側の敷地境界線からできる限り後退させる。 ● 墓地は、できる限り道路・公園などの公共の場所から容易に見通せない位置に配置する。やむを得ない場合は、形態・意匠の工夫や敷地内緑化等により周辺景観との調和に配慮する。
形態・意匠	● 周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態・意匠とする。 ● 携帯電話基地局等の鉄塔類については背景になじむよう形態・意匠に配慮する。 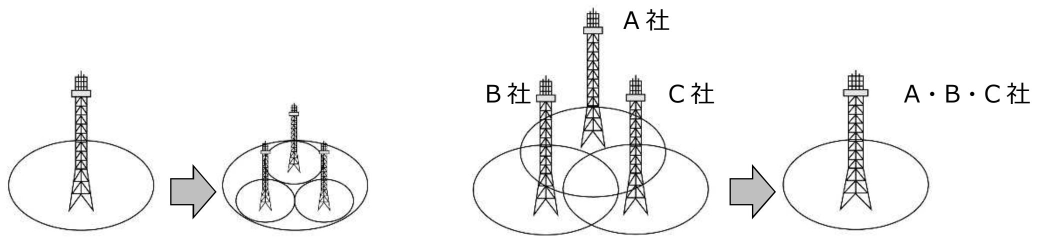 高さ抑制のため携帯基地局を小規模化し分散 複数会社の携帯基地局を統合
素材	● 垣又は柵を設ける場合は、できる限り生垣や、石材などの自然素材を活用する。 ● ブロック塀を用いる場合は、高さを抑えたり、花ブロックなど透過性のある素材を使用することで、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮する。 ● 素材は、村の景観特性を特徴づける地場産材の活用に努め、周辺の景観との調和に配慮したものとする。 ● 反射光のある素材、ガラス等については壁面などの大部分にわたっての使用を避ける。
色彩	● 背景や立地場所を考慮し、周辺の景観になじむ色彩を使用する。
外構・緑化	● 道路や公園等の公共の場所に面する部分については、花などを植えることにより、明るく華やかな街並みづくりに努める。 ● 敷地内緑化にあたっては、地域の植生等と調和する種類を選ぶ。 ● 大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努める。

※工作物の景観形成基準は全地区共通とする。

表 8.4　景観形成基準（開発行為）

区分	景観形成基準
配置・規模	● 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。 ● シンボル景観拠点や眺望拠点など、主要な眺望点からの眺望や海岸線、低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、配置・規模等に配慮する。 ● 道路、公園等の公共の場所から目立たせないよう、配置・規模に配慮する。
形態・意匠	● 擁壁・法面を設ける場合は、できる限りゆるやかな勾配とするとともに、斜面の分節化や緑化、自然石などの自然素材の活用等により圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮する。 ● 垣又は柵を設ける場合は、できる限り生垣や、石材などの自然素材を活用する。
外構・緑化	● 敷地内緑化にあたっては、地域の植生等と調和する種類を選ぶ。 ● 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすなど、できる限り緑の回復に努める。

※開発行為の景観形成基準は全地区共通とする。

表 8.5　景観形成基準（土地の形質の変更）

区分	景観形成基準
行為	● 土石の採取、鉱物の掘採の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ● 採取を終了し、又は休止するときにあっては、当該終了部分又は休止部分について、必要な埋め戻しを行い、かつ緑化を行うこと。 ● 敷地周辺の緑化等、周辺の道路から遮へいに努めること。

※土地の形質の変更の景観形成基準は全地区共通とする。

表 8.6　景観形成基準（屋外における堆積）

区分	景観形成基準
配置・規模・高さ	● シンボル景観拠点や眺望拠点など、主要な眺望点からの眺望や海岸線や、低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、配置・規模等に配慮する。 ● 道路、公園等の公共の場所から目立たせないよう、配置・規模に配慮する。 ● 積み上げにあたっては、5mより低く抑え、整然とした集積又は貯蔵とする。 ● 堆積物から堆積に係る敷地の境界線までの距離を 3m以上設ける。
外構・緑化	● 垣又は柵を設ける場合は、できる限り生垣や、石材などの自然素材を活用する。 ● 敷地内緑化にあたっては、地域の植生等と調和する種類を選ぶ。

※屋外における堆積の景観形成基準は全地区共通とする。

9 その他景観法に基づく主な事項

9.1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

良好な景観を形成するにあたり、村の歴史や文化を捉える上で重要な建築物や村民から親しまれている樹木等、村のシンボルとなるような景観要素を保全・活用することは伊江村らしい魅力ある良好な景観づくりを推進するにあたり重要となります。

そのため、道路等の公共空間から誰もが容易に見ることができ、以下の基準のいずれかに該当する建造物や樹木について、今後、所有者や管理者との協議を行った上で「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」として指定します。

1) 景観重要建造物

(1) 指定の方針

- 村に残る歴史的、文化的価値を持つもの（文化財保護法の既定により国宝、重要文化財として保全されているもの等を除く）
- 多くの村民に親しまれ、村のシンボルとなっているもの
- その他、伊江村らしい景観を構成する形態・意匠・素材を有するもの

2) 景観重要樹木

(1) 指定の方針

- 樹容が優れているもの
- 木陰をつくり、うるおいや安らぎを創出するなど、多くの村民に親しまれ、村のシンボルとなっているもの
- 村に残る歴史的、文化的価値を持つもの（天然記念物など法に基づき保全されているものを除く）
- その他、伊江村らしい景観を構成しているもの

(2) 指定を検討すべき景観重要樹木

- ニーバンガジュマル、アガリヌドゥンチ　　など

9.2 屋外広告物の行為の制限に関する事項

現在、伊江村では、沖縄県より屋外広告物に関する事務の一部が移譲され、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき屋外広告物の許可事務やはり紙・はり札等の簡易除去事務を行っており、屋外広告物に対する規制誘導によって華美な装飾性を持つ看板は現在ありません。

屋外広告物の表示及び掲出物件については、賑わいのある雰囲気づくりへの効果を踏まえる必要がありますが、大規模かつ派手な色彩の広告物、一定の地区における集中的な掲出など、今後、屋外広告物の氾濫が本村の景観を悪化させる要因になることも予想されます。

そのため、今後も「沖縄県屋外広告物条例」に基づき良好な屋外広告物の景観形成を維持します。

(1) 配慮事項

屋外広告物の設置にあたっては、以下の点に配慮が必要です。

- 周囲の環境に調和した快適な色彩、形状や意匠とすること。
- 表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。
- 広告物の色彩は中間色を中心に色調を整え、地色は赤・黄色その他けばけばしい色の使用をできるだけ避けること。
- 照明を利用するものは、過剰な光量とならないように配慮すること。

(2) 禁止地域

区分	路線名・場所	区間	屋外広告物掲載禁止範囲
道路	一般県道伊江川平線	伊江村字川平の伊江港から伊江村字東江前の伊江島環状線との交点まで	路端から両側 300m以内を禁止
	一般県道伊江村空港川平線	伊江村字東江上の伊江島空港からの伊江村字川平の伊江川平線との交点まで	
	一般県道伊江島環状線	伊江村字東江前の伊江川平線との交点から伊江村字東江前の伊江川平線との交点まで	
空港	伊江島空港		空港の区域及び空港区域から展望できる地域で500m以内

9.3 景観重要公共施設の占用等の基準

良好な景観を形成するにあたり、村民に親しまれているシンボル的な道路や公園、役場、港などの公共施設は、村民の景観むらづくりに対する意識啓発を図るうえから重要な景観資源となっています。

今後、これらの整備や占用にあたって、村の目指す景観形成との整合を図ることが重要であり、本村においては、以下の事項に該当する公共施設について、今後、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設の指定に取り組みます。

(1) 指定の方針

- 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの
- 本村の景観の骨格となる道路や観光施設へのアクセス道路
- 景観資源の周辺にあり、景観形成を一体的に推進する必要がある施設

9.4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な方針

「景観農業振興地域整備計画」は、農業振興地域内で地域特性を踏まえた良好な農業景観づくりを推進するものです。

農業は伊江村の基幹産業であり、琉球石灰岩上に分布する島尻マージと呼ばれる赤褐～褐色の土壌に葉たばこやサトウキビ、花卉、島らっきょう等の伊江村特有の農作物の耕作景観が広がっています。

村内では、こうした耕作を支えるファームポンドなど大規模な農業工作物や牧草を束ねた堆積物が道路沿いに点在している風景が見られます。また、花卉栽培が盛んであり、夜間に電照を行う栽培手法が用いられており、本部町から伊江村を見ると光で島が浮き上がる独特の夜間景観が冬の風物詩となっています。

そのため、本村の地域特性を活かした農地景観の保全、育成するために景観農業振興地域整備計画の策定の必要が生じた場合は、本計画の方針等を踏まえて策定を検討します。

10 景観むらづくりの推進

10.1 景観むらづくりの推進に向けての考え方

伊江村らしい景観特性を再認識し、村民の景観に対する意識を高めることで、日常的な清掃活動や花づくりなど、地域に根ざした継続的な取り組みを進めていくことが重要です。

本計画では、村民全員で景観計画を作るプロセスにかかわっていただき、一定の景観に対する理解をいただいたことから、今後も村民全員で良好な景観を形成していくため、以下の３段階で計画の推進を考えていきます。また、村民、事業者、行政の役割を明確に定め、協働による景観形成の取り組みを進めるため、組織体制の構築、普及・啓発・助成などの制度の創出を図ります。

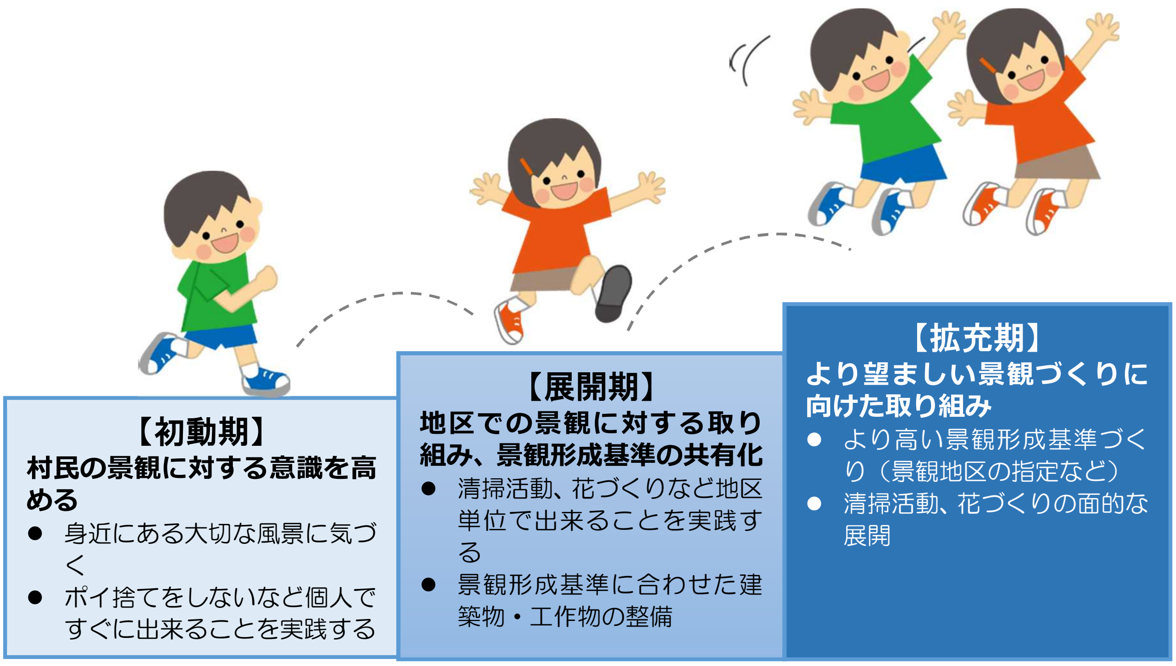

図 10.1　景観むらづくりのステップ

10.2 景観むらづくりの推進に向けた役割分担

美しい景観形成の推進のためには、村民一人ひとりが景観形成を担っていることを認識することが重要です。そのため、村民、事業者、行政など多様な主体がそれぞれの役割を認識しつつ、参画・協働しながら景観形成に取り組む「参画と協働の景観づくり」を推進することが必要です。

(1) 村民の役割

- 伊江村の景観に関心を持ち、勉強会やイベントなどへ参加します。
- 清掃・美化活動、玄関先の緑化など身近な部分から景観づくりに参画します。
- 建築物や工作物の新築や改築などを行う場合は、周辺と調和した伊江村らしい景観形成を心がけます。

(2) 事業者の役割

- 産業活動において、周辺との調和に十分配慮した景観形成に努めます。
- 清掃・美化活動、玄関先の緑化など身近な部分から景観づくりに参画します。
- 行政や各種団体等による景観づくりに参画・協働します。

(3) 行政の役割

- 景観づくりに対する村民、事業者の意識高揚を図ります。
- 専門家派遣など、景観に関する助言・指導を行います。
- 村民、事業者、地区、各種団体等の景観活動を推進を支援します。
- 行政の整備する建築物や工作物の新築や改築などを行う場合は、お手本となるような良好な景観形成に資する整備に努めます。
- 村民や事業者に対し、景観形成に関する情報を積極的に提供し、良好な景観形成に資する取り組みに対して積極的に協力します。
- 国や県、庁内各課と景観形成に関する連携を密にし、協力体制の構築を図ります。

10.3 景観むらづくりの推進体制

良好な景観形成を推進するため、景観づくりに関わりを持つ村民や事業者、各種団体、施設の所有者や管理者など、多様な関係者間の連携や協力が不可欠です。

そのため、景観計画の実効性確保のため、村民、事業者、行政の協働による総合的な推進体制を構築します。

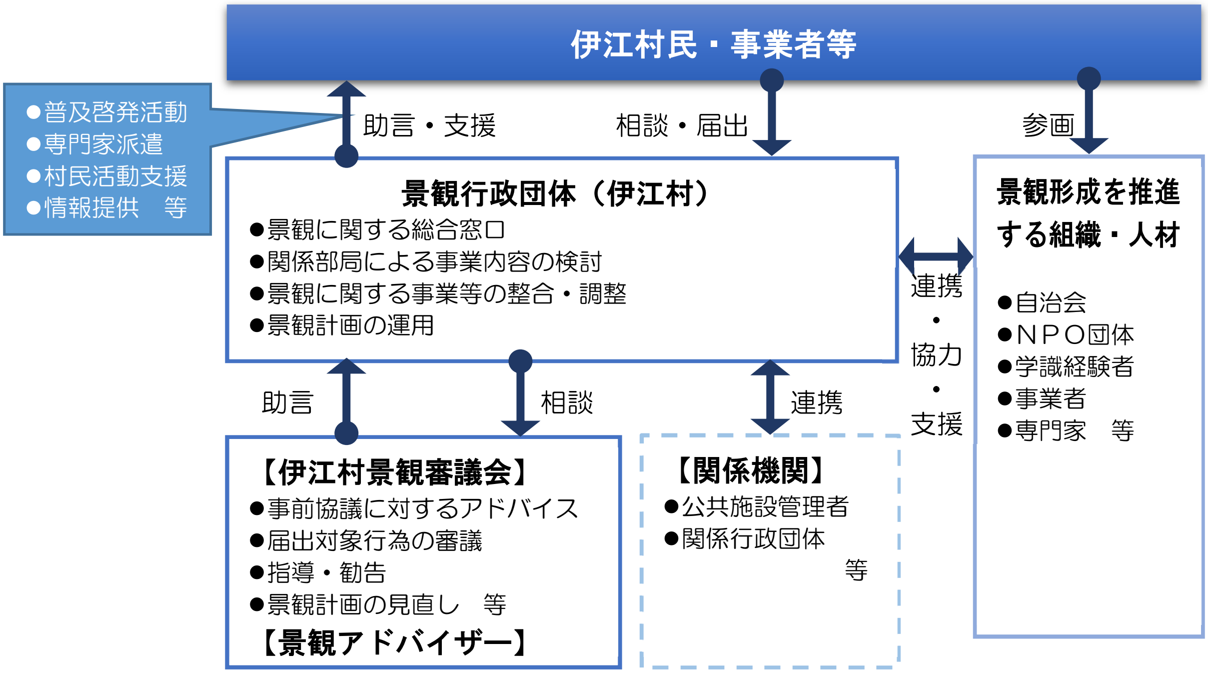

図 10.2　推進体制

1) 伊江村景観審議会

良好な景観を形成し、維持するために必要な事項を調査・審議するため、専門家や学識経験者、村民、関係行政機関の職員により構成される伊江村景観審議会を組織します。

伊江村景観審議会は、景観行政の円滑な運用を推進するため、以下の内容について必要に応じて助言等を行います。

- 景観条例に定める助言及び指導をしようとする場合
- 景観条例に定める勧告、命令及び公表をしようとする場合
- 景観条例に定める要請をしようとする場合
- 景観計画に係る各種施策の展開及び景観計画の変更等をしようとする場合
- 景観計画の施行上、判断に苦慮する事案が提案された場合
- その他、景観行政の円滑な運用を図る上で、伊江村景観審議会の助言・指導が必要な場合

2) 景観アドバイザー制度の創設

景観むらづくりに関する地域活動や建築物等の形態・意匠及び色彩などについて、専門家を「景観アドバイザー」として派遣する制度を創設し、景観形成の情報提供や専門的な助言等が得られるよう支援します。

10.4 景観むらづくりを推進する施策

1) 行為の届出・事前協議制度

本村では、建築・開発行為等（届出対象行為）について、景観法第 16 条に基づく届出に先立ち、行為着手前に申請者と行政等が周辺景観との調和を促すなど、良好な景観を形成するための認識を共有するために「事前協議」の場を設け、良好な景観づくりの誘導を進めます。

また、公共事業の実施に際しても、景観形成の目標や方針、基準に基づいたデザイン（計画や設計）とするための協議・調整の場を設け、関係行政機関との連携を図ります。

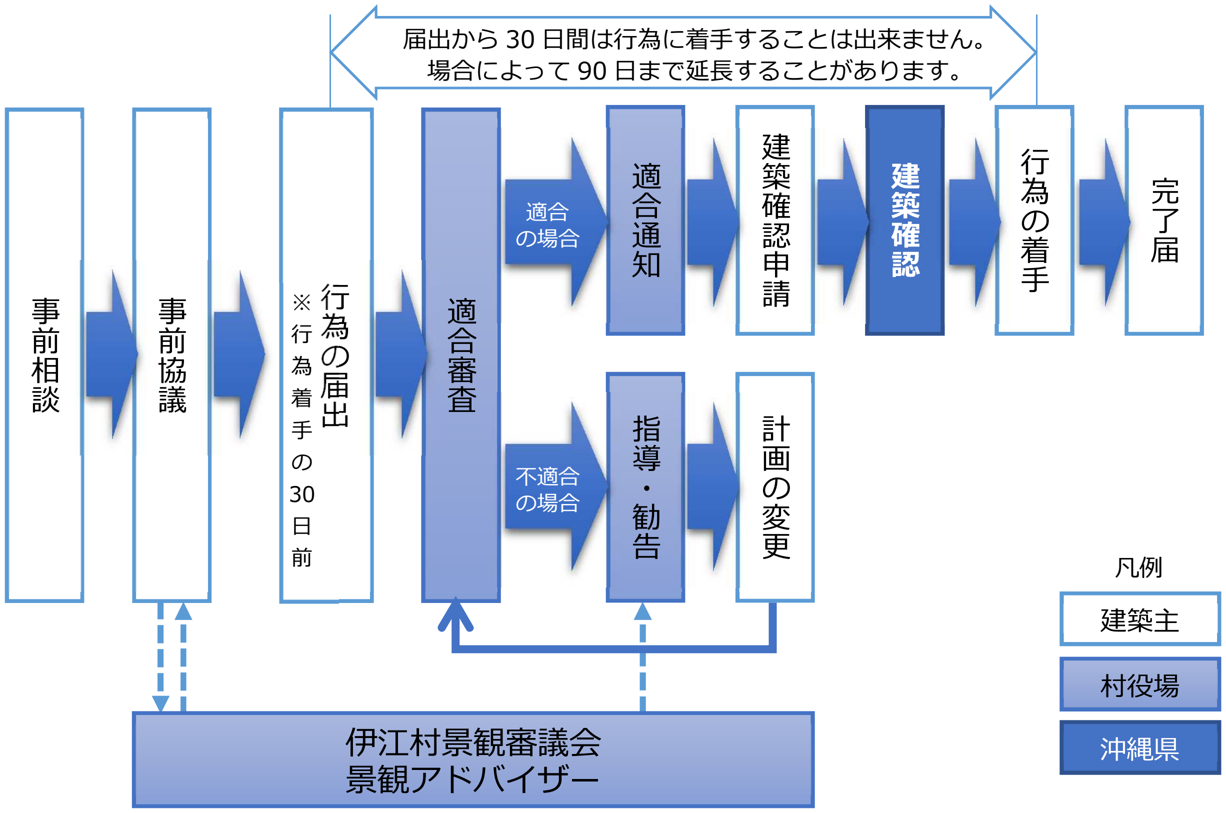

図 10.3　手続きのフロー

2) 重点的に景観形成を図る地区の指定

村民、事業者、行政との協働により積極的に良好な景観形成を推進するため、次のいずれかに該当する地区を「景観形成重点地区」に指定し、良好な景観の形成を推進します。

【景観形成重点地区】

- ◇　本村の景観形成を図るうえで、シンボルとなる地区
- ◇　本村の自然や歴史文化に係る良好な景観が形成されており、その維持や育成を図る必要がある地区
- ◇　その他、良好な景観の形成を図る地区

3) 普及啓発

景観むらづくりの推進にあたっては、多くの人が景観に関心をもち、実践していくことが重要です。

そのため、様々な景観むらづくりについて知り、体感する機会の提供などを通じて、普及啓発や情報発信を推進します。

例：景観に関するイベント等の開催

- 景観や花を題材としたシンポジウムやセミナー、ワークショップなど、村民が景観づくりや花づくりに接する機会や情報を提供します。
- オープンガーデンコンテストや景観フォトコンテスト、花を活用したイベントなど継続的なコンテストを開催し、景観に対する意識を高めます。
- 子どもたちへの景観学習、ふるさと学習を充実します。

チューパンジャまつりでの
花飾りワークショップ

4) 顕彰制度

- 良好な景観形成に貢献している建築物や工作物の所有者等、個人や団体を表彰して、その功績を称え、村民や事業者に広く周知し景観意識の高揚を図ります。
- 花づくり、美化活動、施設緑化等、地区の景観むらづくりに取り組んでいる村民や事業者、地域団体などを表彰し、景観に対する意識を高めます。

5) 支援制度

- 地区での花づくりや美化活動等の景観むらづくりに対し、花苗の配布など花づくり活動の支援を行います。
- 景観形成に対する専門家の派遣や花づくりに対する技術指導員の派遣などを行います。
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の保全等のために、その所有者又は管理者に対し、保全等に要する経費の一部を助成します。

10.5 景観計画の見直し

本景観計画については、今後の社会経済情勢の変化や本計画に基づく施策の実施に伴う新たな課題や、新たなニーズへの対応等が必要になることが想定されます。

その場合、必要に応じ村民や事業者等の意見を反映させ、さらに充実した計画となるよう見直しを行います。

なお、景観上重要な地区を指定し「景観形成基準」を追加する場合や、既定の「景観形成基準」を見直す場合には、随時本計画を見直すこととします。

お問合わせ先

伊江村役場　政策調整室

〒905-0592　沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38 番地

TEL：0980-49-5812　FAX：0980-49-5601